

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩猟免許の更新
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第51条第3項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	狩猟について必要な適正を有している者であること。(法第51条第2項)
⑦	審査基準	法第51条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第58条から第61条まで
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209164号)VI「狩猟」VI-1の6「狩猟免許の更新」 2. 法第44条に基づき、毎年狩猟免許試験を行った上で各合格発表日に免状を交付している。 3. 各広域振興局又は京都林務事務所で交付事務を行っている。

VI 狩猟

VI-1 狩猟免許

1. 欠格事由

(1) 狩猟免許の障害者等に係る欠格条項について

① 趣旨

平成11年8月9日付け障害者施策推進本部決定「障害者に係る欠格条項の見直し（以下1において「本部決定」という。）」において、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとされた。

これを受けて欠格条項の見直しを行った結果、欠格条項は、適正な狩猟が実施されなければ、人命・財産の安全確保、鳥獣の適切な保護のために重大な支障を及ぼすものであり、その阻止は困難であり、条項を存続させている。

また、本部決定を踏まえ、欠格に該当する対象者の「判断基準を明確にする」こととし、狩猟に支障がないと判断される者に対して、試験を受けることができるようにしている。

② 欠格条項の内容

ア、「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病状として環境省令で定めるものにかかっている者」（法第40条第1項第2号）の意義

狩猟を適正かつ安全に行うためには、殺傷力のある銃器等を用いて狩猟をする期間を通じて十分な判断能力を保持することが必要であり、その著しい低下をもたらし症状を一般的に発現する病状を狩猟免許の欠格の対象とすることとしている。

この判断能力の具体的な内容は、自己の行為の是非を判断する能力（是非判断能力）と、判別に従って行動する能力（行動制御能力）である。

当該症状の発現を服薬することにより抑制することが可能である場合にも、症状の発現は環境要因に左右されるほか、必ず服薬することを担保できないなど、症状の発現を完全に回避できるものではないことから、このような場合においても欠格の対象とすることが必要である。

したがって、殺傷力のある銃器等を用いる高度の危険性を有する狩猟を適正に行う能力が一時的でも著しく低く低くなければ危害予防上重大な支障が生じることとなることにかんがみ、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらし症状を一般的に発現する病状については、網羅的に定めている。

イ、環境省令で定める病状（施行規則第47条関係）

1. 「統合失調症」の意義及び規制する理由

統合失調症は、幻覚、妄想、思考と知覚の歪曲、異常な興奮等の症状を呈するものとされ、これらは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらし症状であるから、統合失調症を「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病

状」として定めている。

（注）「統合失調症」という病名については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が成立し、同法附則第44条において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条中、「精神分裂病」が「統合失調症」に改められた。これを受けて、欠格条項で用いられていた「精神分裂病」についても「統合失調症」と改めている。）

ii. 「そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）」の意義及び規制する理由

そううつ病は、そう病とうつ病が周期的に発症する精神病である。そう病では、制御の欠如、判断力の低下等の症状を、うつ病では、自殺企図が現れる抑うつといった症状を呈するものとされ、いずれも是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらし症状であるから、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）を「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病状」として定めている。

iii. 「てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）」の意義及び規制する理由

てんかん発作による意識消失が回復される過程において、注意、記憶、判断等の障害、幻覚、妄想、異常な興奮等が現れるもうろう状態を呈するものとされ、これは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらし症状であるから、てんかんのうちもうろう状態を呈するものを「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病状」として定めている。

なお、てんかんであっても、①意識障害をもたらし発作が再発するおそれがないもの、②頻のけいれんに限られるもののように意識障害をもたらし発作のないもの、③意識障害をもたらし発作が睡眠中に限られるものについては、もうろう状態といった是非判断能力又は行動制御能力が著しく低下する症状は見られず、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれはない。また、ある類型のてんかんが別の類型のてんかんに移行することはないとされている。したがって、上記①、②及び③については、欠格の対象としない。

iv. i、ii及びiii以外に「自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病状を規定した意義

統合失調症等以外にも、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらし症状を一般的に発現する病状があり、欠格の対象とする必要があるものが存在する。たとえば、統合失調症に類似する精神障害（例：痴呆、分裂病型障害、急性一過性精神病性障害。）、そううつ病に類似する精神障害（例：持続性気分障害、その他の気分障害）、その他の精神障害（例：持続性妄想性障害）等が想定され得る。しかし、これらの定義や外延は必ずしも明確ではなく、名称も必ずしも定着したものではなく、具体的な場名にはなじまないことから規定している。

ウ、留意事項

「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病状」として環境省令で定めるものにかかっている者

(法40条第2号)、「自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者」(法40条第4号)だけでなく、「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」(法40条第3号)についても、中毒が治癒した場合には、特許免許の申請は可能とする。

(2) 違反等による欠格 (法第40条第5号及び第6号関係)

法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反し、特許秩序を乱した者については、一定の特許行為から隔離して、本人に反省の機会を与え、その者を特許の場から除くことにより、特許秩序の迅速な回復を図ることが必要であることから、この欠格事由及び欠格期間を定めたものである。

ここで、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ」とは、罰金以上の刑に処せられることをいい、「執行を受けることがなくなつた」とは、刑の執行猶予を受けた場合にその執行猶予期間を経過したことをいう。

また、特許免許を取り消された者は、その取消し後3年を経過しなければ、その取消しに係る特許免許を受けることができない。このような場合の特許免許の欠格事由として、受検者は、罰金以上の刑に処された者に対して一定期間特許免許が与えられないこととしたことと同様の趣旨に基づくものであり、本法に違反して特許免許の取消しを受けた者に対して、すぐに特許免許を与えることは、特許免許の取消制度の趣旨を没却し、特許秩序の維持が困難となるからである。

特許免許の取消し後3年を経過するというのは、取消しのあった日のあつた日から3年を経過した日以降のことであり、平成27年4月1日に取消しがなされたときは、その翌日から起算して3年を経過した日、即ち平成30年4月2日から特許免許が受けられることとなる。

2. 特許免許試験の停止等 (法第50条関係)

都道府県知事は、不正の手段により特許免許試験を受け、又は受けようとする者に対し、その試験を受けることを停止し、又は合格の決定を取り消すことができることとされている。

不正防止のためには、都道府県知事は特許免許試験の実施に当たっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、事前に十分注意するなどの措置を講ずることが必要である。

不正の手段とは、いわゆる替え玉受験やカンニング等である。「特許免許試験を停止し」とは、受験者に試験場から退場を命ずる等受験を続行させないことをいい、「合格の決定を取り消すこと」とは、試験が終了して、合格が決定した後、不正の手段による受験が明らかになった場合に行うものである。

3. 特許免許の有効期間

特許に必要な資質、能力のうち、視力、聴力及び運動能力の適性は、特許免許を受けた後に時間的経過に伴い変化することがあるため、一定時間ごとに検査を行い、適性を再確認する必要があることから、特許免許には有効期間が定められている。

4. 特許免許の取消し等

(1) 法令違反者の特許免許の取消し及び効力の停止

法令違反者の特許免許の取消しについては、違反の内容が「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき」とあるが、この規定の対象は、法、施行令、施行規則までをいい、基本指針に定められた事項に違反した場合には、特許免許の取消し又は特許免許の効力の停止の理由とはならない。

一方、法の規定による禁止又は制限であれば、都道府県知事の定めたものでもこれに違反した場合は、特許免許の取消し又は効力の停止の対象となる。

また、法並びに法の規定により定められた禁止又は制限に違反した事実があれば、無登録者を教唆又はほう助して特許をさせた者も、その教唆又はほう助したことを理由に特許免許を取消し又は特許免許の効力を停止することができる。

なお、特許免許の全部及び一部を取消し又は効力を停止することができるとしているが、全部とは、特許免許、特許免許、第1種特許免許又は第2種特許免許のうち2種類以上の特許免許を受けている者の場合は、その者の持っているすべての免許をいい、特許免許の一部とは、その者の持っている特許免許が例えば3種類の場合は、2種類又は1種類の特許免許をいう。したがって、特許免許の一部とは、特許行為の一部、例えば特許を行う地域の制限等を指すものではない。

特許免許の取消し又は特許免許の効力の停止は行政処分であり、法令違反に対する罰条適用という司法処分とは無関係であるので、取消し後起訴され、それが無罪となったような場合でも、取消し又は効力の停止効果には変わりなく、取消し又は効力の停止処分の通知を受けた時から取消し又は効力の停止の効力が生じるものである。したがって、取消し又は効力の停止は、必ず証拠に基づいて行われ、違反事実の立証ができるように配慮されなくてはならない。

その他、特許免許を有している者を、法の違反者として警察が送致した場合については、次のとおり取り扱うこととしている。

ア. 警察署等において、いずれかの都道府県知事の特許免許を受けている者を法の規定に違反した者として送致した場合は、当該警察署長等から当該事件発生地の都道府県知事に被疑事件送致通知書が提出される(警察庁保安局保安課長から各都道府県警察本部長あての通達参照)。

イ. アの通知を受けた都道府県知事は、違反者が当該都道府県知事の特許免許を受けている場合は、違反事実について十分な調査を行った上で必要な処分を行うこととする。

当該都道府県知事の特許免許を受けず他の都道府県知事の特許免許を受けている場合は、施行規則第62条第1項に基づき、違反事実の有無を確認のうえ、違反者の住所を管轄する都道府県知事にアによる被疑事件送致通知書(都道府県の司法警察員が送致(送付を含む。)した事件については被疑事件送致通知書に準じて作成した書類)の写しに違反事実を確認した旨の証明をした書類を添付の上、送付することとする。

ウ. イの通知を受けた管轄都道府県知事は、特許免許の取消し又は停止を行い、施行規則第62条第2項に基づき、遅滞なく当該取消し又は停止に係る者の住所、氏名及び生年月日、当該取消し又は停止の年月日及びその理由、当該取消し又は停止に係る特許

免許の種類を速やかに環境大臣に通知するものとする。また通知を受けた環境大臣は、他の都道府県に対しその旨を通知し、法第58条に基づく狩猟者登録の拒否が適切に行われるよう取り計らうものとする。(7 免許処分(5)参照)

エ、都道府県の司法警察員が法の規定に違反した者を送致(送付を含む。)した場合には、都道府県鳥獣行政主管部長は特別司法警察員の取り扱った被疑事件送致通知書(当該都道府県公安委員長に送付するものとする)を、都道府県公安委員長に送付するものとする。

オ、事件発生地の都道府県知事が違反事実を確認した場合であって被疑事件送致通知書の送付を受けていない場合の取扱いについては、都道府県知事が、いまだ検察庁に送致されない違反事件の発生を承知をして、違反事実を十分認識した場合には、供述調書等の証拠書類及び送致の見込みに関する意見を添えて、違反者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知されたい。

(写し) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に違反した者を送致した場合の都道府県知事に対する通知について
昭和40年11月20日 警察庁丁安発第479号

警察庁保安局保安課長より各県警察本部長等あて
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条の規定によれば、都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が同法等の規定に違反したときは、当該者の狩猟免許の一部又は全部を取り消すことができることとされているが、林野庁においては、この規定に基づく行政処分の適正な運用をはかるため、今般、林野庁長官から警察庁長官に対し、別添のとおり、これにける同法違反者を送致した場合の都道府県知事に対する通知方協力の依頼があり、これに基づき、今後、警察署等において同法違反者を送致した場合には、別紙様式により都道府県知事に通知するよう定めたので、これが実施についてその趣旨の徹底をはかることにも、関係部局とも十分連絡を密にして、これが円滑な運用が行われるよう配慮されたい。

(別添) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反者の通知方依頼について
昭和40年11月18日 40林間道第1640号
林野庁長官より警察庁長官あて

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条に基づく狩猟免許の取消しの適正を期するために、いずれかの都道府県知事の発行する狩猟免許を所持する者を同法の違反として送致された場合には当該警察署長からその警察署の所在地を管轄する都道府県知事に、下記事項についてお知らせいたしたく、この措置方について、事務ご繁忙中誠に恐縮ながら何分のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 違反者の住所、職業、氏名および生年月日
- 2 違反の内容
- 3 違反者が狩猟免許を受けている都道府県名、狩猟免許の種類および番号
- 4 違反者が違反の内容を認めているかどうか
- 5 送致年月日

(2) 行政手続法との関係

狩猟免許の取消しは、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当する。このため行政手続法第3章に定めるところに従って処分を行うことが必要となる。

(3) 異議申立て

狩猟免許の取消処分に不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、処分庁に対して異議申し立てをすることができ、

異議申立てについて更に不服がある場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、訴えを提起することができる。

5. 狩猟免許試験

5-1 狩猟免許試験の実施方法

(1) 都道府県知事は、毎年4月16日目途として速やかに、試験を行う場所、その期日、免許申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底させるものとする。

(2) 狩猟免許試験は、原則として、同一種の免許についての適性試験、技能試験及び知識試験についてを同一登録年度内に1回以上、同一月日に行うこととし、当該試験を受験できない者等のため、複数回の実施を考慮するものとする。

(3) 狩猟免許試験は、法第55条第1項の規定による登録(以下「狩猟者登録」という。)の手続、登録期間等を考慮して実施し、会場については申請者の利便性を考慮してできるだけ分散させるとともに、複数開催や休日開催等に努めるものとする。

(4) 狩猟免許試験は、適性試験及び知識試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者に対しては他の試験は行わないものとする。

なお、同一登録年度内に同一の申請者が2回受験した場合の2回目の試験については法及び施行規則に特に定めのある場合以外は、定められた試験をすべて実施するものとする。

(5) 適性試験は視力、聴力及び運動能力について行うこととされ、その合格基準は、狩猟者が備えるべき適性という観点から施行規則第52条に定められたものであるため、視力及び聴力に係る適性試験については、受験者の視力及び聴力の程度を測定するのではなく、合格基準に適合するか否かを判定するものとする。この場合、合格基準に適合するか否かを明確に判定できるよう、原則として測定器具等を用いて検査を行い、その受験者が確実に合格基準を満たしていることを確認するものとする。なお、単純明快な基準に従って可否が判定できるものであるから、試験官が医師等の資格を有する必要はないものとする。

(6) 適性試験のうちの運動能力の判定に当たっては、歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指

の運動を行わせるものとする。なお、施行規則第59条の規定に基づき、「狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者」について、「その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがない」ことを確認する際は、補助手段（義手・義足、車いす等）に応じて、「歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動」に相当する動作（義足での歩行、車いすで地面に落ちたものを拾う等）を確認するものとする。

(7) 同時又は同一の申請時に2以上の狩猟免許を受けようとする者が合格基準が同じか若しくは高い方の適性試験に合格した場合には、施行規則第55条第2項及び第3項の規定により、他の狩猟免許試験の適性試験にも合格したものと取り扱うものとする。

なお、網猟免許若しくはわな猟免許とその他の狩猟免許を同時に受けようとする者への適性試験については、第1種統猟免許又は第2種統猟免許の狩猟免許に係る適性試験を網猟免許若しくはわな猟免許の狩猟免許に係る適性試験よりも先にを行うよう便宜を図るものとする。

(8) 技能試験は狩猟者が狩猟に必要な技能を備えているかどうかを判定するために設けられたものであり、おおむね別表第1の技能試験要領により実施し、各受験者の持ち点を100点として、減点数の合計が30点を超えない場合を合格とする。

(9) 網猟免許に係る技能試験における猟具の使用の是非の判別は6種類の猟具について行うこととし、原則として、使用が認められている猟具として、片むす網、つき網、谷切網を、使用が禁止されている猟具として、かすみ網、はり網、とりもちを使用することとするが、各都道府県の実情に応じて他の猟具を使用して差し支えないものとする。わな猟免許に係る技能試験における猟具の使用の是非の判別は6種類の猟具について行うこととし、原則として、使用が認められている猟具として、くくりわな（ばね併用くくりわな、竹筒式ストッパー付き）、はこわな（金属製）を、使用が禁止されている猟具として、とらばさみ、はこおとし（さんなし）、くくりわな（直径が当該都道府県において規制されている径以上のもの、竹筒式ストッパーなし）を使用することとするが、各都道府県の実情に応じて他の猟具を使用して差し支えないものとする。

(10) 網猟免許の狩猟免許に係る技能試験における猟具の架設は、むす網について行われるものとする。

わな猟免許の狩猟免許に係る技能試験における猟具の架設は、くくりわな、はこわなのうち1つを申請者に選ばせたと行われるものとする。

(11) 技能試験に使用する銃器は、第1種統猟免許については模造散弾銃、模造空気銃及び模造圧縮ガス銃、第2種統猟免許については模造空気銃及び模造圧縮ガス銃とし、都道府県が準備したもののうちから申請者に選ばせるものとする。なお、第1種統猟免許を受けようとする者についての技能試験のうち、別表第1の第1種統猟免許の課題中、1から4までについては模造散弾銃で、5については模造空気銃又は模造圧縮ガス銃で

行うものとする。また、試験に使用される銃器は銃口が塞いである模造銃を使用する旨を受験者に周知し、円滑な試験の実施が図られるよう留意するものとする。

(12) 技能試験における鳥獣の判別は、主たる狩猟鳥獣及びそれらと誤認されやすい非狩猟鳥獣に対する判別の能力の有無を判定することが必要であるので、試験に当たっては、原則として、別表第2に掲げる種類の鳥獣の図画等のうちから、都道府県における狩猟の実態、鳥獣の生息状況等を勘案して選定することとするが、必要に応じてその他の種類を加えて差し支えないものとする。

ただし、わなによる鳥獣の捕獲は禁止されていることから、わな猟免許の技能試験における鳥獣の判別は獣類の判別のみとする。

(13) 鳥獣の判別は、16種類（うち狩猟鳥獣を9種以上とする。）について行うものとし、図画等を5秒程度見せて、狩猟鳥獣か否かを答えさせ、更に、狩猟鳥獣と答えたものについてはその種名を答えさせるものとする。

(14) 第1種統猟免許及び第2種統猟免許の技能試験における距離の目測は、狩猟者が弾丸及び空気銃の弾丸の最大到達距離及び有効射程距離を丁知した上で適正な統猟を行うことが必要であるとの観点から課せられたものであるもので、その実施に当たっては別表第1の技能試験要領に示されている距離について行うものとする。

(15) 知識試験は、原則として、三肢択一式の筆記試験とし、出題数はおおむね鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令について13問、猟具に関する知識について6問、鳥獣に関する知識について9問、鳥獣の保護及び管理に関する知識について2問、合計30問、時間は90分とするものとする。ただし、法第49条第1号に規定する者に対して課される猟具に係る知識試験は、原則として10問とする。

(16) 知識試験は、原則として免許の種類に応じた問題とすることが望ましい。

(17) 知識試験に係る問題はおおむね次の事項から出題するものとする。

① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的

(イ) 狩猟鳥獣、猟具、狩猟期間等

(ウ) 狩猟免許制度

(エ) 狩猟者登録制度

(オ) 狩猟鳥獣の捕獲が禁止又は制限される場所、方法、種類等

(カ) 鳥獣捕獲等の許可、鳥獣の飼養の登録並びに販売禁止鳥獣

(キ) 猟区

(ク) 狩猟者の狩猟に伴う義務（違法捕獲物の譲渡禁止を含む。）

② 猟具に関する知識

網猟免許

- (ア) 網の種類、構造及び機能
 - (イ) 網の取扱い (注意事項を含む)
- わな猟免許
- (ア) わなの種類、構造及び機能
 - (イ) わなの取扱い (注意事項を含む。特に希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な架設の数並びに時期及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の技術・知識を盛り込む。)

第1種銃猟免許

- (ア) 装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃の種類、構造及び機能
- (イ) 装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃及び実包の取扱い (注意事項を含む)

第2種銃猟免許

- (ア) 空気銃及び圧縮ガス銃の種類、構造及び機能
- (イ) 空気銃及び圧縮ガス銃の取扱い (注意事項を含む)

③ 鳥獣に関する知識

- (ア) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と認識されやすい鳥獣の形態 (哺乳類にあっては足跡の判別を含む)
- (イ) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と認識されやすい鳥獣の生態 (習性、食性等)
- (ウ) 鳥獣に関する生物学的な一般知識

④ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

- (ア) 鳥獣の保護及び管理 (個体群管理、被害防除対策、生息環境管理) の概要
- (イ) 錯誤捕獲の防止
- (ウ) 鉛弾による汚染の防止 (非鉛弾の取扱い上の留意点)
- (エ) 人獣共通感染症の予防
- (オ) 外来生物対策

(18) 狩猟免許試験の実施に当たっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、事前に受験者に十分注意する等万全の措置を講ずるものとする。また、不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者があった場合には、その合格の取消し、又は受験の停止の措置をとることとし、その不正な手段が本人以外の者による受験、やいわゆるカンニングペーパーの使用等不正な手段が懸念な場合は、その程度に応じて、更に3年以内の期間を定めて受験を禁止するものとする。

(19) 試験官が、全体的な注意事項を特定の受験者のみに何度も伝えるなど、受験者によって取扱いが異なる対応は、他の受験者等に無用な誤解を与えるため、厳に慎むこと。また、不正行為が行われることのないよう、また、万が一そのような疑いのある行為が発見された際には速やかに確認できるよう、試験中は受験者全体の動向を常時把握でき

るような試験官の配置・人数を確保すること。

(20) 管轄都道府県知事は、狩猟試験に合格した者に狩猟免許状を交付した場合は、別記様式第3号を参考にその者の狩猟者台帳を整備するものとする。

(21) 狩猟免許試験の受験を禁じた場合において、当該処分を受けた者が受験を禁止された期間内に処分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許試験を受験することがないよう、すべての都道府県知事は当該処分について丁知しておく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、環境大臣がこれを行うので、受験禁止処分を受けた都道府県知事は、施行規則第57条に基づき、当該処分について、遅滞なく別記様式第2号を参考に環境大臣に通知するものとする。

5-2 狩猟免許申請の受付

(1) 都道府県知事は、狩猟免許を申請しようとする者に対して、別記様式第1号を参考に都道府県知事が指定する申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し、この場合以外にあっては、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、施行規則第48条第2項第3号に規定する写真1枚及び受験票等の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒を添えて、申請者の住所を管轄する都道府県知事 (以下「管轄都道府県知事」という。) に、持参又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

(2) 管轄都道府県知事は、(1) の申請が提出された時は、受験票に写真を貼付し、試験の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あて送付するものとする。

(3) 法第40条第1号の規定により、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に満たない者は狩猟免許を受けることができないこととされ、法第47条の規定により、当該規定に該当する者は狩猟免許試験を受けることができないこととされている。申請の日ではなく、狩猟免許試験の日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に満たない者は当該試験を受けることができないこととなるので、留意すること。また、このことについて都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

6. 狩猟免許の更新

6-1 狩猟免許の更新

(1) 都道府県知事は、狩猟免許の更新を申請しようとする者に対して、別記様式第4号を参考に都道府県知事が指定した申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合には、

当該許可に係る許可証の写し、この場合以外にあっては、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、同項第3号に規定する写真1枚及び受検票等の郵送に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒を添えて、管轄都道府県知事に持参又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、施行規則第48条第2項第2号に規定する写真は、狩猟免許の備考欄に狩猟免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

(2) 管轄都道府県知事は、(1)の申請書が提出された時は、適性検査の受験票に写真を貼付し、適性検査及び講習の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あて送付するものとする。

(3) 狩猟免許の更新のための適性検査は、毎登録年度1回以上、当該登録年度の9月14日に有効期間が満了する狩猟免許を受けている者について行い、適性試験及び法第51条第2項ただし書の規定による確認の結果から判断して狩猟免許の更新を申請した者が狩猟をすることが支障がないと認めたとときは、当該申請者の現に有する狩猟免状と引換えに、新たな狩猟免状を交付するものとする。

(4) 同時又は同一の申請に係る受験時に2以上の狩猟免許の更新のための適性検査を受けようとする者が、合格基準が同じ又は高い狩猟免許の適性検査に合格した場合には、その他の狩猟免許の適性検査にも合格したのものと取り扱うものとする。なお、同時に2以上の狩猟免許の更新を行おうとする者の便宜を図るため、可能な限り合格基準の高い第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許狩猟免許に係る適性検査を先に行うよう努めるものとする。

6-2 適性検査及び講習

(1) 都道府県知事は毎年4月16日以降速やかに適性検査及び講習を行う場所、その期日、更新申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底させるものとする。

(2) 講習は更新の要件ではないが、狩猟者の資質の維持、向上を図るために重要なものであり、その受講が狩猟者の利益にも合致するものであるもので、適性検査と併せて行い、申請者が極力受講するよう努めるものとする。

(3) 講習の実施についてはおおむね以下により行うものとする。

① 講習の規模

1会場当たり100人から200人程度を対象とする。

② 講習の時間

講習の時間は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣の判別及び猟具の

取扱い、鳥獣の保護及び管理に関する知識の各項目についてそれぞれ1時間以上、合計3時間以上とする。

③ 講習科目

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び同法に基づく環境省告示並びに都道府県の告示及び同法に関する都道府県の条例、規則、規則、告示

(2) 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律中の鳥獣又は狩猟に関する事項

(イ) 鳥獣の判別

狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態、生態、鑑別の概要

(ウ) 猟具の取扱い

(1) 網及びびわなの種類、構造及び設置方法の概要並びに使用上の注意事項

(2) 使用禁止の猟具と法定猟具の区別

(3) 銃器の種類、構造及び威力の概要

(4) 銃器の操作方法並びに保管、携帯及び運搬の要領

(5) 事故防止の注意事項

(エ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(1) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要

(2) 罠捕獲の防止

(3) 船舶による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）

(4) 人獣共通感染症の予防

(5) 外来生物対策

④ 講習要領

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

講義は、都道府県職員が担当し特に狩猟者として守るべき事項について判例、行政不服審査の裁決等の実例をとりあげ、特に違反の防止についての徹底を図るものとする。

(イ) 鳥獣の判別

講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、はく製、スライド、絵画等を利用して、鑑別すべき特徴について詳細に解説するものとする。狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣を鑑別して捕獲する事例が見られるカモ類、シギ類等については、特に格闘して判別法の解説を受講者に対して行うこととし、更にとっさの場合の狩猟鳥獣の鑑別には熟練を要するものであることを徹底させ、常に自己研さんに努めるよう要請するものとする。

(ウ) 猟具の取扱い

講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、網猟免許及びわな猟免許関係猟具の実物、第2種銃猟免許関係の模造銃等を使用して講師が自ら猟具の模範的取扱

いを示すとともに、受講者の中から指名した者に猟具の取扱いを演習させること等により、正しい猟具の取扱いの方法を理解させるものとする。また、事故の発端とその防止方法を示して事故防止の目的を達成するよう努めるものとする。

特にわたの取扱いについては、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、事例を示し、適切な架設の数量並びに時期及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の適切な取扱いが図られるよう努めるものとする。

(4) 適性検査及び講習の実施日については、都道府県の実情にに応じて定めるものとするが、更新者の利便性に考慮して、複数年開催や休日開催等に努めるとともに、狩猟免許の有効期間内に狩猟免許の更新をしようとする者全てについて適性検査等を受ける機会を与える必要があるため、毎年9月14日に適性検査等を実施するよう努めるものとする。また、災害その他やむを得ない事由で、狩猟免許の有効期間内に更新を受けることができなかった者について施行規則第56条第1項の規定に基づき、適性検査のみによって狩猟免許を与ええる場合にあっては、当該者に対し狩猟に関する技能及び知識について個別に必要事項の指示を行った後に狩猟免許を交付するよう努めるものとする。

(5) 第1種猟銃免許の狩猟免許を交付された者については第2種猟銃免許の狩猟免許を交付された者とは異なる。当該講習の実施に当たっては、空気銃及び圧縮ガス銃に関する知識のうち、次の事項を講習内容として加える。

- ・ 空気銃及び圧縮ガス銃の種類及び構造
- ・ 空気銃及び圧縮ガス銃に使用される弾丸の種類及び飛距離
- ・ 空気銃及び圧縮ガス銃の圧縮操作等、装填、射撃姿勢の実施方法

6-3 適性試験の免除

(1) 法第51条第2項ただし書の規定に基づき、施行規則第59条の2に定める方法により、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、狩猟免許の更新時の適性試験が免除されている。その際、狩猟について必要な適性を有することを確認するため提出する施行規則第59条の2に規定する書面は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成27年5月20日付け環自野第15052001号自然環境局長通知)Ⅶ様式2-14を参考とするものとする。

(2) 当該免除は「認定鳥獣捕獲等事業に従事する者」に適用されるが、これは施行規則第19条の3に規定する事業従事者を指す。事業従事者については、法第18条の2の認定の際に氏名等が登録されているわけではないため、名簿等により個々に判別することはできないが、当該事業者の事業従事者か否かについては、施行規則第59条の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面によって判断して差し支えない。

(3) 事業従事者が、その所属する認定鳥獣捕獲等事業者が認定を受けている猟法以外の猟法(以下「認定外猟法」という。)に係る狩猟免許を有しており、施行規則第59条

の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面により、当該認定外猟法に係る狩猟免許に必要な適性を有することが確認された場合は、当該免許に係る適性試験が免除される。

7. 狩猟免許に関する処分

(1) 狩猟の取締りについては、警察当局とも密接な連携を保ちつつ積極的に実施し、狩猟の適正化に努めるものとする。

(2) 狩猟免許を受けた者が、法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反した場合、管轄都道府県知事はその者の狩猟免許を取消し、又はその情状を勘案して1年以内の期間を定めて、狩猟免許の効力を停止することができることとされているが、この狩猟免許の効力の停止は、原則として、違反に対する罰則が罰金刑のみである場合に適用するものとし、違反に対する罰則に懲役刑を含む場合は、原則として、狩猟免許の取り消しを適用するものとする。

(3) 狩猟免許の効力の停止の期間は、原則として1年間とする。ただし、法第88条に規定する罰則の適用を受ける違反又は悪質な違反行為のうち、違反期間中の2か月を含む期間の効力の停止を行うことができるものとする。

なお、狩猟期間中の2か月間を含む期間の効力の停止とは、例えば、狩猟期間(当該都道府県における県の狩猟期間及び法第14条第2項の規定により延長されている狩猟期間を含む。(3)において同じ。)の末日が3月15日で、次年度の狩猟期間の初日が10月15日である都道府県において、2月1日を効力停止の始期とする場合に、2月1日から3月15日まで(1か月半)及び10月15日から10月末日まで(半月)の2か月を含む期間、つまり2月1日からその年の10月末日まで効力を停止することをするものである。

(4) 狩猟免許を受けている者の違反行為は、すべての都道府県の区域で起こりうることから、管轄都道府県知事が狩猟免許の取消し又は停止の処分を適時的確に行えるよう、各都道府県知事は、狩猟免許を受けている者が法等に違反する行為を行ったことを知った時は、施行規則第62条第1項に基づき、管轄都道府県知事に必要な事項を通知するものとする。

(5) 狩猟免許を取り消された者又は法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられた者が免許を取り消された日又は刑の執行が終わった日から3年を経過することなく、処分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許を受けることがないよう、すべての都道府県知事が当該処分について丁知しおく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、環境大臣がこれを行うので、狩猟免許の取消し処分を行った又は罰金以上の刑の執行が行われたこと等を知った都道府県知事は、当該処分について、速やかに別記様式第2号を参考に環境大臣に通知するものとする。

8. 特選免状の返納

(1) 管轄都道府県知事は、特選免状を取り消し、又は特選免状の効力を停止した時は、本人あてその理由を明記して通知するとともに、特選免状を返納させ、又は特選免状を提出させて、特選免状の備考欄にその旨を記載するものとする。

(2) 施行規則第65条第4項の規定により、特選免状の交付を受けた者が管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために必要がある場合は、特選免状の再交付を請求することができることとされているが、この登録のための特選免状の再交付に当たっては、特選免状の備考欄に「特選免状」と記載するとともに、申請者が特選免状のために当該特選免状を使用しなかった場合は、特選期間が満了した時は速やかに当該特選免状を返納させるものとする。

VI-2 特選者登録

1. 特選者登録

(1) 都道府県知事は、特選者登録を受けようとする者は、別記様式第5号を参考に都道府県知事が指定する特選者登録申請書に、申請者が施行規則第67条に定める要件を備えていることを証する書面、施行規則第65条第2項第2号に規定する写真、網膜免許、わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る特選者登録を受ける者が当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものにあつては、そのことを証明する市町村長の発行する書面及び特選者登録証等の送付に必要な郵便手付を貼付した返信用封筒を添えて、特選者登録を受けようとする都道府県知事に持参又は郵送により提出し、かつ特選者登録料を特選者登録料を特選者登録を受ける際に納付するよう都道府県の広報機関、特選者登録等を通じて周知徹底を図るものとする。また、特選者の減免を受けようとする者が団体を兼ねて周知徹底を図るものとする。なお、特選者の減免を受けようとする者は、特選者の減免措置に伴う鳥獣の保護及び特選者の適正化に関する法律施行規則の一部改正について(平成27年3月20日付け農自野発1503203号自然環境局野生生物課長通知)を参照とし、必要となる書類について都道府県の広報機関、特選者登録等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、特選者登録を行うに当たっては、法第39条第3項の表に掲げる「猟法の種類」毎に登録を行うこととする。

新規則に、第1種銃猟免許を所持する者が空気銃を使用する猟法の登録を受ける場合にあつては、第2種銃猟免許に係る特選者登録を受けることとする。この場合第2種銃猟免許に係る特選者登録の特選者が登録される。

新規則に第1種銃猟免許を所持する者が空気銃及び空気銃を併せて使用する場合は、第2種銃猟免許に係る特選者登録は要しない。

既に第1種銃猟免許に係る特選者登録を受けている者が空気銃に加えて空気銃を使用する場合の登録にあつては、法第61条第4項に基づく届出が必要となる。この場合、第2種銃猟免許に係る特選者登録の特選者は登録されない。

第1種特選免許を所持する者が既に第2種銃猟免許に係る特選者登録を受け、その登

録期間中に、空気銃に加えて空気銃を使用する場合の登録にあつては、第1種銃猟免許に係る特選者登録を要する(第2種銃猟免許に係る特選者登録は抹消されない。)。この場合、新たに第1種銃猟免許に係る特選者登録の特選者が登録される。

① 施行規則第67条第2項第1号に定める要件を備えていることを証する書面はおおむね次の様式によるものとする。

別記様式第7号、別記様式第7号の2又は第7号の3

② 施行規則第65条第2項第2号に規定する写真は特選免許の備考欄に特選免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

(2) 保険の適用期間が、当該都道府県における特選期間の全期間を含んでいない申請にあつては、特選期間の途中で保険が適用される期間が終了した場合、法第58条第3号に定める要件を具備していない者となり、特選者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、当該都道府県における特選期間の全期間を含む保険に加入するよう指導すること。

ただし、申請の際、保険の適用期間が、当該都道府県における特選期間の全期間を含んでいない場合であつても、特選者登録を行うことは妨げない。この場合、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること又は特選者登録証の返納をすること等について、特選者登録証の備考欄に記載するとともに、これらの措置がなされず、法第58条第3号に定める要件を満たしていないことが確認された場合は、法第64条第2号の規定に基づき、特選者登録の取消し又は効力の停止を行うこと。

(3) 保険が適用されるわなの設置数に30個以下の上限が設定されている場合であつても、特選期間中に当該上限を超える数のわなを設置しないことが認められる者については、特選者登録に係る損害賠償能力の要件を満たすものと考えて差し支えない。ただし、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置した場合、当該わなについては保険が適用されず、法第58条第3号に定める要件を具備していない者となり、特選者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、その旨について十分に申請者に周知するとともに、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置しないことについて特選者登録証の備考欄に記載すること。

(4) 都道府県知事は、その管轄する区域に住所を有しない者から特選者登録の申請があつた場合には、施行規則第65条第3項の規定により、次の資料のいずれかを添付させることにより、当該申請者(申請者の代理人を含む。以下同じ。)が既に特選免許を受けているかどうか及びその効力を確認するものとし、このことを特選者団体を通じて周知徹底を図るよう努めるものとする。

① 申請者が持参して呈示する特選者登録を受けようとする特選免許に係る特選免状の写し

② 申請者の提出する、施行規則第65条第4項の規定により再交付を受けた、特選者登

録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟免状（当該登録年度に発行したものに限る。）
③ 申請者の提出する、一般社団法人日本猟友会の会員である都道府県猟友会の会長が原本に相違ない旨を認めた狩猟免状の写し（当該登録年度に発行したものに限る。）

(5) 都道府県知事は、狩猟者登録をした場合は、狩猟者登録証及び狩猟者記章とともに施行規則第 68 条に基づき、当該都道府県の区域内における指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特別保護指定区域、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区（放鳥獣猟区）であるかを明らかにするものとする。）等の位置を示す図面を交付するものとする。

上記の図面は、施行規則第 69 条様式第 19 に基づいて鳥獣保護区等の区域を表示するものとする。

なお、法第 57 条第 3 項により、都道府県知事は同条第 1 項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならないとしているが、通知の方法については、各都道府県の実情にあわせて、文書による通知の他、狩猟者登録証等の交付をもってそれに変わるなどの取扱いを行うこととする。

また、図面の余白には、狩猟者登録を受けた者が承知しておく必要がある事項として、以下に掲げる事項を表示するよう努めるものとする。

- ① 都道府県名
- ② 作成年度
- ③ 地図の縮尺
- ④ 凡例
- ⑤ 指定猟法禁止区域
 - ⑥ に準ずる
- ⑥ 鳥獣保護区一覧表（国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区別にまとめたもの）
地図上の表示と対照するための番号、名称、存続期間、区域、面積、特別保護地区のある場合はその面積、特別保護指定区域のある場合はその面積及び指定期間
- ⑦ 特定猟具使用禁止区域一覧表
- ⑧ に準ずる（以下⑩まで同じ）
- ⑧ 特定猟具使用制限区域一覧表
- ⑨ 猟区一覧表
- 放鳥獣猟区はその旨を明記する。
- ⑩ 休猟区一覧表
- 法第 14 条第 1 項に基づく特別休猟区の指定がある場合はその旨を明記する。
- ⑪ 捕獲禁止又は制限区域一覧表
- 法第 12 条第 3 項に基づく入猟者制限区域がある場合はその旨を明記する。
- ⑫ 日の出、日の入り時刻
- ⑬ 鳥獣行政関係機関一覧表

(6) 網猟免許、わな猟免許の狩猟免許を受けている者が猟具を用いて狩猟を行う場合は、施行規則第 70 条第 2 項の規定により猟具ごとに 1 字の大きさが縦横 1 センチメートル

以上の文字で住所及び氏名並びに狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けなければならないこととされているので、その旨を当該狩猟免許による狩猟者登録を受けた者に指導するものとする。

(7) 法第 67 条第 1 項の規定により、都道府県知事は狩猟者登録を行った時は、その旨を管轄都道府県知事に通知することとされている。この場合における通知事項等は、施行規則第 71 条第 1 項により定められているが、都道府県知事が作成する狩猟者登録台帳の写しの送付をもって、当該通知に替えることができるものとする。

(8) 都道府県知事は、狩猟者登録を行った者について、別記様式第 8 号を参考に狩猟者登録台帳を作成するものとする。

(9) 領海を含めて都道府県の境界付近で狩猟をしようとする者については、それぞれの区域を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けるよう指導するものとする。

2. 狩猟者登録の抹消

管轄都道府県知事は、法第 52 条第 1 項又は第 2 項の規定により狩猟免許を取消し又は狩猟免許の効力を停止した場合又は法第 87 条の規定により狩猟免許が失効した場合には、法第 67 条第 2 項の規定により、当該取消し等に係る狩猟免許を受けている者が登録を行った都道府県知事に通知することとされている。この場合において、管轄都道府県知事は施行規則第 71 条第 2 項に規定された事項について、狩猟者登録を行った都道府県知事に速やかに通知するものとする。

また、通知を受けた都道府県知事は、直ちにその者の狩猟者登録を抹消することにもその旨を本人及び管轄都道府県知事に通知するものとする。

3. 変更登録

法第 61 条において、狩猟者登録の「変更登録」等が規定されている。この規定は「新規の登録」と「変更登録」を明確に分類し整理したものである。

具体的には法第 56 条第 2 号の「狩猟をする場所」を変更する場合には「変更」として整理するとともに、併せて同条第 1 号の「狩猟免許の種類」を変更する場合には「変更」とも同様に「変更」と整理することとし、狩猟者登録を受けようとする者は、別記様式第 6 号を参考に都道府県知事が指定する狩猟者登録申請書に必要事項を記載の上、都道府県知事に提出することとするがその際の添付書類は、写真のみである。

なお、「変更登録」の申請があった場合には、「狩猟者登録証」及び「狩猟者記章」を返納し、新たに「狩猟者登録証」及び「狩猟者記章」を発行することとする。その際、前の狩猟者登録にかかる捕獲した鳥獣の報告については、狩猟期間終了後新たに発行した狩猟者登録証にそれぞれ分類して記入の上、返納することとする。

(1) 新規と変更の区分

法第 56 条第 1 号に基づく「狩猟免許の種類」及び同条第 2 号に基づく「狩猟をする場

所」について、それぞれ「新規」と「変更」の区分について以下のとおりとする。

- ① 狩猟免許の種類に係る変更等
既にある種の狩猟免許にかかると狩猟者登録を行っている者が、後で別の狩猟免許にかかると狩猟者登録を行う場合、既に狩猟者登録を受けている狩猟免許にかかると狩猟者登録を継続する場合は「新規」として扱い、継続しない場合は「変更」として取り扱う。
- ② 狩猟をする場所に係る変更等
既に放鳥獣猟区のみでの狩猟者登録を行っている者が、全果での登録に拡大する場合は「変更」として取り扱う。
逆に、全果での登録を受けていた者が、放鳥獣猟区でも狩猟者登録を行う場合は、狩猟者登録の変更は要しない。

(2) 狩猟税

狩猟者登録を受ける者は、当該登録を受ける都道府県に対して地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の51に基づき、狩猟税を納入しなければならないとしている。この税は、狩猟者の登録を受ける者が狩猟者登録を受けることによって狩猟行為をなし得る地位を獲得することに著目して課税され、地方税法第700条の51に規定される鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられることとされている。

納税義務者については、「変更登録」を受ける者も含まれる。したがって、変更登録を受ける者は、新規の狩猟者登録を受ける場合と同様に、狩猟税を納入することとなる。

仮に、「変更登録」の場合に税負担を求めないとした場合、例えばカモを捕獲を行う狩猟者が最初に網猟免許に係る狩猟者登録を行い、200羽のカモを捕獲し、その後「変更登録」において第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を行った場合、最初から2種類に係る狩猟者登録を行っていた者と「変更登録」を行った者の間で税の負担額に差が生じる。また、最初に税負担額の安い第二種銃猟免許や放鳥獣猟区のみでの登録を受け、その後第一種銃猟免許や全果下での登録に変更した場合についても、その逆の登録を行った者との間で同様に差が生じる。このように、「変更登録」の際に免税とすることは、税の抜け道をつくることにもつながるため、「変更登録」においても「新規登録」と同様の税負担とすることとしている。

(3) 手数料

登録の際の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）において定められているが、その理由は、手数料の額に各県での格差が大きい場合、特定の県に狩猟者が集中し、鳥獣の保護に支障が生じる可能性があるためである。

今回の変更登録に際しては、同政令に基づく標準額を定めていないが、これは、「変更登録」については、既に狩猟者登録を受けている都道府県内での変更であるため、手数料に他の都道府県との格差が生じたとしても、特定の県へ狩猟者が集中することは想定されないためである。

なお、各都道府県において「変更登録」に関する手数料を定める場合にあっては、そ

のほか、地方公共団体の手数料の標準料に関する政令により定める事項とともに、条例等により規定する必要がある。

4. 捕獲報告

狩猟者登録を受けた者は、施行規則第65条第11項の規定により狩猟者登録証を、有効期間が終了した日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納しなければならないこととされており、併せて同条第13項により当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすることとされていることから、狩猟者登録証の返納及び捕獲報告の実施が、適切に行われるよう狩猟者を指導するものとする。

なお、所定の日までに報告を行わない者については、法第75条第1項の規定に基づき報告の徴収を行うとともに、悪質な者については、法第86条第2号の適用等についても配慮するものとする。また、当該規定に係る悪質な違反者に対しては、法第52条第2項に基づく行政処分を検討する等、厳格な対応をするものとする。さらに、これらの報告義務に関する規定に違反した者は、法第86条第2号に基づき30万円以下の罰金が課せられる対象となること、捕獲情報は科学的・順応的な鳥獣の保護及び管理の推進のために極めて重要な資料となることについて、狩猟者登録を受けた者に対して、周知徹底するものとする。指定管理鳥獣の捕獲報告については、捕獲に当たって得られる情報（科学的かつ計画的な鳥獣の管理に有益であることに鑑み、捕獲情報等（捕獲数（雌雄別、幼成雌別等）、捕獲位置、捕獲努力量等を、狩猟者、狩猟者団体等）にその旨を周知するものとする。

5. その他

5-1 各種届出

(1) 狩猟免許、狩猟者登録証等の亡失届出及び再交付申請について
狩猟免許、狩猟者登録証及び狩猟者記載の亡失届出書及び再交付申請書は別記様式第9号を参考にすることとする。

(2) 住所変更等の届出

狩猟免許を受けた者がその住所を変更した時は、法第46条第1項の規定により、管轄都道府県知事にその旨を届け出るものとされているが、この届出に当たっては、別記様式第9号を参考に新・旧住所、氏名、狩猟免許の種類及び免許番号を届け出させるものとする。

(3) 個人情報等の第三者提供に関する情報について

捕獲情報収集システム許可証等発行サブシステムを活用して狩猟免許、狩猟者登録証等の発行事務を行う場合、環境省サーバを介して狩猟者データの管理を行うこととなるが、この行為は個人情報保護関係法令では、個人情報等の第三者提供に該当する。そのため、当該システムを活用する場合、各都道府県が狩猟関係の事務に基づいて保有した個人情報取扱が適切に行われることを各狩猟者等に明示し、第三者（環境省）にて適切に管理されることに同意することを確認する必要があることに留意すること。

5-2 都道府県知事間の連絡

(1) 法第 46 条第 1 項の規定による住所変更の届出が都道府県の区域を超えて住所を変更した者から行われる場合における当該届出先の管轄都道府県知事とは、当該届出者が住所を変更した後の住所を管轄する都道府県知事である。このため、当該届出を受けた管轄都道府県知事は、施行規則第 49 条に基づき、当該届出者の旧住所を管轄する都道府県知事に当該届出の内容を通知するものとする。また、当該通知を受けた当該届出者の旧住所を管轄する都道府県知事は、当該者の狩猟者台帳の写しを管轄都道府県知事あてに送付し、管轄都道府県知事はこれを受けて狩猟者台帳を整理するものとする。

5-3 鳥獣保護区等の区域等を示す図面

(1) 施行規則第 68 条に規定する鳥獣保護区等の区域を表示する図面の作成に当たっては、以下に掲げる事項を参考とする。

① 施行規則第 69 条様式第 19 の表に掲げられた区域以外の区域を表示する場合は、当該表で定められている色及び振線以外を用いて表示することとし、鳥獣保護区等と容易に判別ができるようにすること。

② 様式第 19 備考 2 の区画の設定は昭和 48 年 7 月行政管理庁告示第 143 号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）に準じて行うこととし、縦 5 キロメートル、横 5 キロメートルを表示する区画は国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を縦横に各 2 等分（4 分割）した場合の 1 区画に相当するものである。また、各区画に設定する番号（以下「メッシュコード番号」という。）は別紙 1「メッシュコード番号の付け方」を参考に行うものとする。

③ 様式第 19 備考 4 のうち、鳥獣保護区等の区域が変更された箇所については、違法捕獲の防止等、狩猟の適正化に資するものであることから積極的に表示に努めることとし、表示する場合には、当該変更区域を破線等で表示するものとする。

④ 様式第 19 表欄外下に記述した「社寺境内、墓地等の狩猟の禁止されている区域」については、該当する区域の中で面的な広がりを持つものを記載する趣旨であるが、都道府県の判断により法第 12 条第 1 項又は第 2 項により指定された区域等を表示しようとする場合はその旨を表示の上で記載するものとする。

5-4 様式等

様式第 1 号 狩猟免許申請書様式第 2 号 狩猟免許取消し（停止）処分通知書

様式第 2 号 狩猟免許取消し（停止）処分通知書

様式第 2 号の 2 免許試験の受験禁止処分通知書

様式第 3 号 狩猟者台帳

様式第 4 号 狩猟免許更新申請書

様式第 5 号 狩猟者登録申請書

様式第 6 号 変更登録申請書

様式第 7 号 狩猟災害共済事業被共済証

様式第 7 号の 2 賠償責任保険証券

様式第 7 号の 3 ハンター賠償責任保険付保償証明書

様式第 8 号 狩猟者登録台帳

様式第 9 号 許可証等届出書
別表第 1 技能試験要領
別表第 2 鳥獣の判別に用いる鳥獣の種類
別紙 1 メッシュコード番号の付け方

様式第1号

(表面)

整理番号	狩猟免許申請書										収入証紙			
知事殿														
住所	(〒) 年 月 日													
ふりがな	電話番号 ()													
氏名														
生年月日	年	月	日	性別	男・女									
下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づき申請します。 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)														
□ 網猟免許	1 網	□ わな猟免許										2 わな		
□ 第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃 銃・空気銃										号		
	4 散弾銃	所持許可証番号												
	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日										年 月 日		
□ 第2種銃猟免許	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日										年 月 日		
	7 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日										年 月 日		
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果										適性試験	知識試験	技能試験
網猟免許	号													
わな猟免許	号													
第1種銃猟免許	号													
第2種銃猟免許	号													

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県知事名	交付年月日	年 月 日	更新の有無
更新の有無	更新の有無	更新の有無	更新の有無	更新の有無	更新の有無

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

(4) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(5) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(6) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(7) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(8) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(9) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(10) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(11) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(12) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(13) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(14) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(15) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(16) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(17) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(18) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(19) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(20) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(21) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(22) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(23) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(24) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(25) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(26) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(27) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(28) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(29) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(30) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(31) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(32) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(33) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(34) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(35) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(36) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(37) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(38) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(39) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(40) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(41) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(42) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(43) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(44) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(45) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(46) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(47) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(48) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(49) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(50) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(51) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(52) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(53) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(54) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(55) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(56) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(57) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(58) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(59) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(60) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(61) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(62) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(63) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(64) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(65) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(66) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(67) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(68) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(69) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(70) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(71) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(72) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(73) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(74) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(75) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(76) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(77) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(78) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(79) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(80) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(81) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(82) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(83) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(84) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(85) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(86) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(87) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(88) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(89) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(90) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(91) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(92) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(93) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(94) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(95) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(96) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(97) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(98) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(99) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(100) 罰金以上の刑に処せられたことの有無

1 有	2 無
-----	-----

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とすること。

(様式第2号)

環境大臣 殿

年 月 日

都道府県知事

狩猟免許等の取消しについて

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の取消しを行ったので通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
取消しの年月日	
取消しの理由	
取 種	
り 類	
消 番	
した 号	
狩 交付年月日	
猟 年数	
免 狩猟経	
許 年数	
適用条項	

(注1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。
(注2) 狩猟免許停止処分通知は、本様式の「取消し」を「停止」に、「取り消した
狩猟免許」を「停止した狩猟免許」に変えること。

(様式第2号の2)

環境大臣 殿

年 月 日

都道府県知事

免許試験の受験禁止について

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の受験禁止を行ったので通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
禁止の年月日	
禁止の理由	
禁止の期間	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

様式第4号
(裏面)

整理番号	狩猟免許更新申請書										収入証紙
知事殿											
住所	(〒) 年 月 日										
ふりがな	電話番号 ()										
氏名	()										
生年月日	年	月	日	性別	男・女						
下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づき申請します。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可。(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)											
☐ 網猟免許 ☐ わな猟免許 2 わな											
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃統・空気銃所持許可証番号	号								
	4 散弾銃										
	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日	年 月 日								
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)										
第2種銃猟免許											
免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適性試験の結果	視力	聴力	運動能力	※適性試験の免除				
網猟免許	号										
わな猟免許	号										
第1種銃猟免許	号										
第2種銃猟免許	号										

(様式第3号)

狩猟者台帳										
ふりがな	住所	(年 月 日異動)								
氏名	(年 月 日改姓)	電話番号	(年 月 日異動)							
生年月日	年 月 日	男・女	職業	(年 月 日異動)						
年度	種類	交付年月日	番号	種類	年度	備考	交付年月日	番号	備考	
狩猟免許の取消し又は効力の停止 取消し(効力の停止) 種 別 年 月 日 (期間) 事 由										
登録 免許の種類 登録 登録年月日 登録 登録年月日 登録 登録年月日 登録 登録年月日 登録 登録年月日										

- (注)
- 1 軍部道庁等以外の都道府県の登録については、返納年月日は記載しないものとする。
 - 2 「施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別」の欄には、該当する場合は第何号に該当するかを記載するものとする。いずれにも該当しない場合には「否」と記載するものとする。
 - 3 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別は、対象鳥獣捕獲員である場合は所屬市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。
 - 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※登録免状番号					
※登録免状の区域の有無					
※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別					
※対象船舶施置員であるか否かの別					
知事殿 写真					
年 月 日					
(〒) 電話番号()					
住所					
ふりがな					
氏名					
生年月日					
性別					
男・女					
収入証紙					
下記のとおり特種登録を受けたいので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。					
記					
(1) 特種登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。 なお、第1種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に併せて登録申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)					
□ 網罟による漁獲物の採取					
□ 魚釣による漁獲物の採取					
□ 弓矢による漁獲物の採取					
□ 銃猟による漁獲物の採取					
□ 第1種銃猟免許に係る登録					
□ 第2種銃猟免許に係る登録					
□ 第3種銃猟免許に係る登録					
□ 第4種銃猟免許に係る登録					
□ 第5種銃猟免許に係る登録					
□ 第6種銃猟免許に係る登録					
□ 第7種銃猟免許に係る登録					
□ 第8種銃猟免許に係る登録					
□ 第9種銃猟免許に係る登録					
□ 第10種銃猟免許に係る登録					
□ 第11種銃猟免許に係る登録					
□ 第12種銃猟免許に係る登録					
□ 第13種銃猟免許に係る登録					
□ 第14種銃猟免許に係る登録					
□ 第15種銃猟免許に係る登録					
□ 第16種銃猟免許に係る登録					
□ 第17種銃猟免許に係る登録					
□ 第18種銃猟免許に係る登録					
□ 第19種銃猟免許に係る登録					
□ 第20種銃猟免許に係る登録					
□ 第21種銃猟免許に係る登録					
□ 第22種銃猟免許に係る登録					
□ 第23種銃猟免許に係る登録					
□ 第24種銃猟免許に係る登録					
□ 第25種銃猟免許に係る登録					
□ 第26種銃猟免許に係る登録					
□ 第27種銃猟免許に係る登録					
□ 第28種銃猟免許に係る登録					
□ 第29種銃猟免許に係る登録					
□ 第30種銃猟免許に係る登録					
□ 第31種銃猟免許に係る登録					
□ 第32種銃猟免許に係る登録					
□ 第33種銃猟免許に係る登録					
□ 第34種銃猟免許に係る登録					
□ 第35種銃猟免許に係る登録					
□ 第36種銃猟免許に係る登録					
□ 第37種銃猟免許に係る登録					
□ 第38種銃猟免許に係る登録					
□ 第39種銃猟免許に係る登録					
□ 第40種銃猟免許に係る登録					
□ 第41種銃猟免許に係る登録					
□ 第42種銃猟免許に係る登録					
□ 第43種銃猟免許に係る登録					
□ 第44種銃猟免許に係る登録					
□ 第45種銃猟免許に係る登録					
□ 第46種銃猟免許に係る登録					
□ 第47種銃猟免許に係る登録					
□ 第48種銃猟免許に係る登録					
□ 第49種銃猟免許に係る登録					
□ 第50種銃猟免許に係る登録					
□ 第51種銃猟免許に係る登録					
□ 第52種銃猟免許に係る登録					
□ 第53種銃猟免許に係る登録					
□ 第54種銃猟免許に係る登録					
□ 第55種銃猟免許に係る登録					
□ 第56種銃猟免許に係る登録					
□ 第57種銃猟免許に係る登録					
□ 第58種銃猟免許に係る登録					
□ 第59種銃猟免許に係る登録					
□ 第60種銃猟免許に係る登録					
□ 第61種銃猟免許に係る登録					
□ 第62種銃猟免許に係る登録					
□ 第63種銃猟免許に係る登録					
□ 第64種銃猟免許に係る登録					
□ 第65種銃猟免許に係る登録					
□ 第66種銃猟免許に係る登録					
□ 第67種銃猟免許に係る登録					
□ 第68種銃猟免許に係る登録					
□ 第69種銃猟免許に係る登録					
□ 第70種銃猟免許に係る登録					
□ 第71種銃猟免許に係る登録					
□ 第72種銃猟免許に係る登録					
□ 第73種銃猟免許に係る登録					
□ 第74種銃猟免許に係る登録					
□ 第75種銃猟免許に係る登録					
□ 第76種銃猟免許に係る登録					
□ 第77種銃猟免許に係る登録					
□ 第78種銃猟免許に係る登録					
□ 第79種銃猟免許に係る登録					
□ 第80種銃猟免許に係る登録					
□ 第81種銃猟免許に係る登録					
□ 第82種銃猟免許に係る登録					
□ 第83種銃猟免許に係る登録					
□ 第84種銃猟免許に係る登録					
□ 第85種銃猟免許に係る登録					
□ 第86種銃猟免許に係る登録					
□ 第87種銃猟免許に係る登録					
□ 第88種銃猟免許に係る登録					
□ 第89種銃猟免許に係る登録					
□ 第90種銃猟免許に係る登録					
□ 第91種銃猟免許に係る登録					
□ 第92種銃猟免許に係る登録					
□ 第93種銃猟免許に係る登録					
□ 第94種銃猟免許に係る登録					
□ 第95種銃猟免許に係る登録					
□ 第96種銃猟免許に係る登録					
□ 第97種銃猟免許に係る登録					
□ 第98種銃猟免許に係る登録					
□ 第99種銃猟免許に係る登録					
□ 第100種銃猟免許に係る登録					
□ 第101種銃猟免許に係る登録					
□ 第102種銃猟免許に係る登録					
□ 第103種銃猟免許に係る登録					
□ 第104種銃猟免許に係る登録					
□ 第105種銃猟免許に係る登録					
□ 第106種銃猟免許に係る登録					
□ 第107種銃猟免許に係る登録					
□ 第108種銃猟免許に係る登録					
□ 第109種銃猟免許に係る登録					
□ 第110種銃猟免許に係る登録					
□ 第111種銃猟免許に係る登録					
□ 第112種銃猟免許に係る登録					
□ 第113種銃猟免許に係る登録					
□ 第114種銃猟免許に係る登録					
□ 第115種銃猟免許に係る登録					
□ 第116種銃猟免許に係る登録					
□ 第117種銃猟免許に係る登録					
□ 第118種銃猟免許に係る登録					
□ 第119種銃猟免許に係る登録					
□ 第120種銃猟免許に係る登録					
□ 第121種銃猟免許に係る登録					
□ 第122種銃猟免許に係る登録					
□ 第123種銃猟免許に係る登録					
□ 第124種銃猟免許に係る登録					
□ 第125種銃猟免許に係る登録					
□ 第126種銃猟免許に係る登録					
□ 第127種銃猟免許に係る登録					
□ 第128種銃猟免許に係る登録					
□ 第129種銃猟免許に係る登録					
□ 第130種銃猟免許に係る登録					
□ 第131種銃猟免許に係る登録					
□ 第132種銃猟免許に係る登録					
□ 第133種銃猟免許に係る登録					
□ 第134種銃猟免許に係る登録					
□ 第135種銃猟免許に係る登録					
□ 第136種銃猟免許に係る登録					
□ 第137種銃猟免許に係る登録					
□ 第138種銃猟免許に係る登録					
□ 第139種銃猟免許に係る登録					
□ 第140種銃猟免許に係る登録					
□ 第141種銃猟免許に係る登録					
□ 第142種銃猟免許に係る登録					
□ 第143種銃猟免許に係る登録					
□ 第144種銃猟免許に係る登録					
□ 第145種銃猟免許に係る登録</					

(2) 現に有効な狩猟免許(免許の種類欄の□にレ印を付す。)				
免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日	日
網猟免許	知事	号	年	月
わな猟免許	知事	号	年	月
第1種統猟免許	知事	号	年	月
第2種統猟免許	知事	号	年	月

(3) 有効期間満了前の更新
同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書または免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類。

免許の種類	□
-------	---

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認。(確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。)

適性の確認

(5) 個人情報情報の取扱いについて

申請者の個人情報、狩猟にかかる行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報情報が提供される情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意	1 同意する	2 同意しない
--------------------------------	--------	---------

記載上の注意事項

- 1 文字は指書で明瞭に記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 (3)において、現に有効で有効期間が異なる狩猟免許を複数保有している者で、その有効期間が一旦早く満了する狩猟免許の更新に併せて、現に有効な他の狩猟免許の更新をする場合、この欄に記載すること。
- 4 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の指定の様式による書面を添付すること。
- 5 (5)において、個人情報の取り扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

[illegible]

〔注〕用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とすること。

(2) 変更をしようとする場所（変更がある場合のみ記入）		2. 放鳥獣猟区の区域	
1. (都道府県)の区域全部			
(3) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）			
免許の効力の停止の有無		停止の期間	年月日から年月日まで
1 有			
2 無			
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び許可年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）			
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）	系統・空気銃所持許可証番号	交付年月日
第2種銃猟免許	空気銃 （圧縮ガスを使用するものを含む。）		
記載上の注意事項			
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。			
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。			
3 (1) 及び (2) については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。			
4 (2) は、該当番号を○で囲むこと。			
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。			

372

(様式第9号)

環境大臣 殿 (都道府県知事 殿)		許可証等届出書		年 月 日	
住所 (〒)	電話番号 ()	収入証紙			
ふりがな					
氏 名					
生年月日	年 月 日 生				
職業					
(該当項目の□にレ印を付す)					
□住所・氏名に係る区分の変更届出書 (*1)					
第 条第 項・同法施行規則第 条第 項の規定により届け出ます。					
□施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなった場合 (*2)					
□対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 (*3)。					
□亡失届出					
第 条第 項・施行規則第 条の規定により届け出ます。					
□再交付申請					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により下記のとおり狩猟免許状等の再交付を申請します。					
狩猟免許の種別	□許可証 □登録票 □危険猟銃法許可証 □狩猟免許状	□狩猟者登録証	□狩猟者記録簿	□従事者証	
番号	□指定猟銃法許可証 □販売許可証 等				
交付年月日	年 月 日				
変更・亡失年月日	年 月 日				
旧住所・氏名					
※ 新住所・氏名					
亡失又は再交付の理由					

- (注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 (*1) 住所・氏名変更届出を行う場合作る場合に限って記入すること。なお、変更届には、住所・氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付すること。(届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。)
- 3 (*2) 施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当する者でなくなった場合。
- 4 (*3) 対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に限る。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

別表第1

技能試験要領

区分	課題	減点事項	減点数
網猟免許	1 猟具の判別 法定猟具3種類、禁止猟具3種類について判別させる。	○判別を誤った場合(1種類につき)	5点
	2 猟具の架設 使用しようとする猟具1種類につき架設を行わせる。	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3点 2点 1点
	3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させる。	○判別を誤った場合(1種類につき)	2点
わな猟免許	1 猟具の判別 法定猟具3種類、禁止猟具3種類について判別させる。	○判別を誤った場合(1種類につき)	5点
	2 猟具の架設 使用しようとする猟具1種類につき架設を行わせる。	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3点 2点 1点
	3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させる。	○判別を誤った場合(1種類につき)	2点
第1種銃猟免許	1 銃器の点検、分解及び結合	○点検、分解及び結合ができない場合 ○点検、分解及び結合が円滑でない場合 ○銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合	3点 1点 1点 5点
	(1) 銃器の点検操作 銃器の安全点検をさせる。	○銃身、作動部(二連銃の場合は、先台、開閉レバー、安全子、半自動銃の場合は、先台、遊底、安全子)、銃床、銃器各部の接合状況の異常の有無を認識しない場合	5点
	(2) 銃器の分解及び結合操作		

銃器を分解した後結合させる。	○操作が不確実な場合	5
	○操作が粗暴な場合	5
2 装填、射撃姿勢、脱包	○装填、射撃姿勢、脱包ができない場合	3 1
	○装填、射撃姿勢、脱包が円滑でない場合	1 0
	○銃口を人に向けた場合	1 0
	○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合	5
	○用心鉄の中に指を入れた場合	5
(1) 構造弾の装填操作 構造弾を装填させる。	○用心鉄の中に指を入れた場合	5
	○用意された構造弾をすべて装填しなかった場合	5
	○二連銃を粗暴に閉鎖した場合	5
	○水平射撃の姿勢をとった場合	5
	○不安定な射撃姿勢をとった場合	5
(2) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	○装填された構造弾をすべて脱包しなかった場合	5
	○銃器の保持、銃器の受渡しができない場合	3 1
	○銃器の保持、銃器の受渡し円滑でない場合	1 0
	○銃口を人に向けた場合	1 0
	○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合	5
3 団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受渡し	○用心鉄の中に指を入れた場合	5
	○装填する動作が不確実な場合	5
	○水平射撃の姿勢をとった場合	5
	○不安定な射撃姿勢をとった場合	5
	○目測ができなかった場合 (1 種類につき)	5
(1) 銃器の保持操作 3～5人が縦隊及び横隊で移動する場合の銃器の保持を行わせる。	○保持の方法が不適切な場合	5
	○銃器の授受の方法が不適切な場合	5
	○銃器の授受の授受の方法が不適切な場合	5
	○銃器の授受の授受の方法が不適切な場合	5
	○銃器の授受の授受の方法が不適切な場合	5
4 休憩時の銃器の取扱い	○休憩時の銃器の取扱いができない場合	3 1
	○休憩時の銃器の取扱い	1 0

379

銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合	○銃口を人に向けた場合	1 0
	○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合	5
	○用心鉄の中に指を入れた場合	5
	○銃器を置く動作が粗暴な場合	5
	○銃器を不安定な場所に立て掛け ○薬室の開放あるいは弾倉の取り外しをしなかった場合	5
(1) 銃器の安置操作 休憩の際に銃器を置くことを行わせる。	○圧縮操作等、装填、射撃姿勢ができない場合	3 1
	○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が円滑でない場合	1 0
	○銃口を人に向けた場合	1 0
	○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合	5
	○用心鉄の中に指を入れた場合	5
5 圧縮等、装填、射撃姿勢	○圧縮等操作等が不確実な場合	5
	○圧縮等操作等が粗暴な場合	5
	○ポンプ式、スプリング式若しくはプレチャージ式構造弾圧縮を用いた圧縮操作又は構造弾圧縮ガス銃を用いたポンベの取付動作を行わせる。	5
	○装填する動作が不確実な場合	5
	○水平射撃の姿勢をとった場合	5
(2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせる。	○不安定な射撃姿勢をとった場合	5
	○目測ができなかった場合 (1 種類につき)	5
	○射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	5
	○距離の目測 300m、50m、30m及び10mの距離の目測を行わせる。	2
	○鳥獣の判別	2

380

別表第2

鳥獣の判別に用いる鳥獣の種類

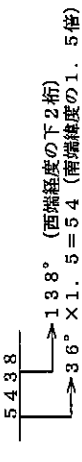
狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させる。		
第2種銃猟免許	1 圧縮等、装填、射撃姿勢	3 1
	○圧縮操作等、装填、射撃姿勢ができない場合 ○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が円滑でない場合 ○銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、発包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合	1 0 1 0 5 5
第2種銃猟免許	(1) 圧縮等操作 ポンプ式、スプリング式若しくはプレチャージ式構造空気銃を用いた圧縮操作又は構造圧縮ガス銃を用いたポンペの取付動作を行わせる。	5
	(2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせる。	5
第2種銃猟免許	(3) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	5
	2 距離の目測 300m、30m及び10mの距離の目測を行わせる。	5
第2種銃猟免許	3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させる。	2

第1種銃猟免許	狩猟鳥獣	マガモ (オス)、コガモ (オス)、ヒドリガモ (オス)、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、カルガモ、コジュケイ、オナガガモ
	狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣	オシドリ (オス)、ツグミ、カワラヒワ、カシラダカ、カケス、マガン、ドバト
第1種銃猟免許	狩猟鳥獣	タヌキ、キツネ、テン、イタチ (オス)、ニホンジカ、ミンク、アライグマ、ハクビシン、アナグマ
	狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣	モモンガ、オコジョ、カモシカ、イタチ (メス)、ニホンリス、ムササビ、ニホンザル
第1種銃猟免許	狩猟鳥獣	マガモ (オス)、カルガモ、コガモ (オス)、ヨシガモ (オス)、オナガガモ (オス)、ハシビロガモ (オス)、ホシハジロ (オス)、キンクロハジロ (オス)、スズガモ (オス)、クロガモ (オス)、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、ヤマシギ、タシギ、ヒヨドリ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、タイワ、ニリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、キツネ、ミンク、ハクビシン、アナグマ
	狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣	ヨシゴイ、ササゴイ、マガン、オシドリ (オス)、トモエガモ (オス)、ホオジロガモ (オス)、ビロウドキンクロ (オス)、コオリガモ (オス)、ウミアイサ (オス)、ヒクイナ、オオバン、ウズラ、アオバト、ドバト、モズ、ホオジロ、カシラダカ、カワラヒワ、カケス、オナガ、ツグミ、リス、カモシカ、イタチ (メス)、ムササビ
第2種銃猟免許	狩猟鳥獣	コジュケイ、ヤマシギ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、タイワンリス、シマリス
	狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣	ウズラ、アオバト、ドバト、モズ、ホオジロ、カシラダカ、カワラヒワ、カケス、オナガ、ツグミ、リス、イタチ (メス)

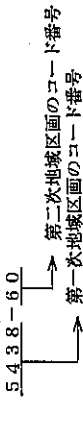
別紙1

「メッシュコード番号の付け方」

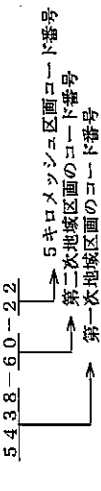
- 1 第一次地域区画
第一次地域区画は国土地理院20万分の1地形図の1枚分に当る。
コード番号は4桁となり、頭の2桁が「緯度×1.5」で、残りの2桁が「経度×10」で表される。
従って、図-1の区画の番号は5438となる。



- 2 第二次地域区画
第二次地域区画は、第一次地域区画を縦横に各8等分(64分割)したもので国土地理院2万5千分の1地形図の1枚分に当る。
大きさは $5' \times 7' 30''$ で約 $10\text{km} \times 10\text{km}$ である。
コード番号は、例えば(図-2)



- 3 5キロメッシュ区画
5キロメッシュ区画は第二次地域区画を縦横に各2等分(4分割)したものである。
大きさは $2' 30'' \times 3' 45''$ で約 $5\text{km} \times 5\text{km}$ である。
コード番号は、例えば(図-3)



- 4 以上により1区画のメッシュコード番号は8桁の番号となり、上記の例では5438-60-22となる。

図-1 第一次地域区画

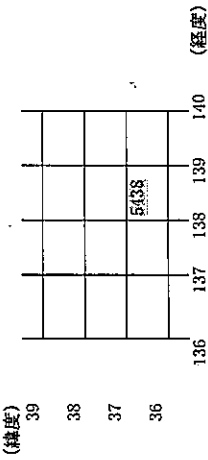


図-2 第二次地域区画 (下図は図-1の1枠に当る)

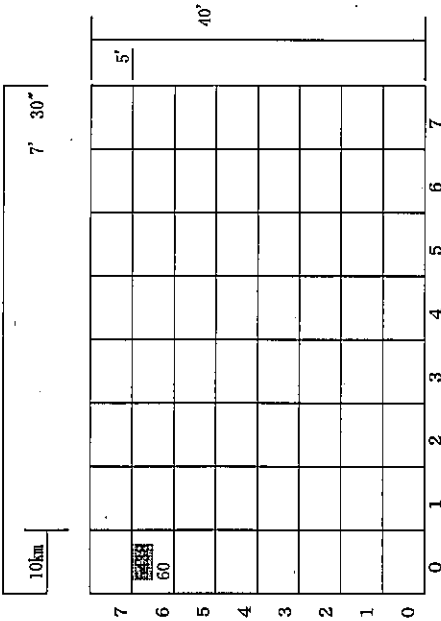
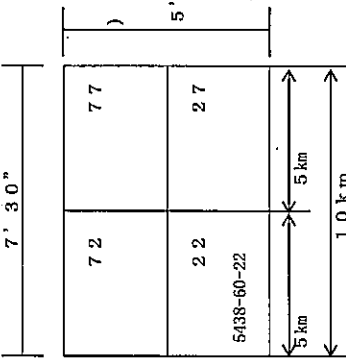
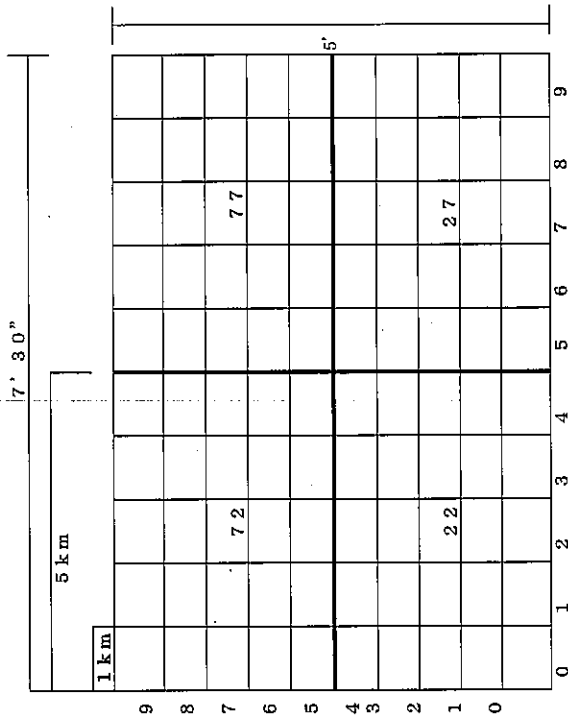


図-3 5キロメッシュ区画 (下図は図-2の1枠に当る)



※22は1キロメッシュ(図4)を5キロ枠で囲んだ場合の中央に位置する番号である。

図-4 1キロメッシュ区画 (下図は図-2の1枠に当たる)



VI-3 狩猟に係る税・手数料

狩猟税及び手数料に関するこれまでの取扱いとして特記すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

環 自 野 発 第 1503203 号
平 成 27 年 3 月 20 日

各都道府県鳥獣行政担当部(局)長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する
法律施行規則の一部改正について

平成 27 年度税制改正大綱において、狩猟税の新たな減免措置を平成 31 年 3 月 31 日まで講ずることとされた。これに伴い、当該減免措置に対応した狩猟者登録制度の整備等を行うため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(平成 27 年環境省令第 7 号。以下「改正省令」という。)が、別添のとおり本日公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

当該減免措置に対応した狩猟者登録制度の適切な運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき下記のとおり技術的助言を行うので、業務の参考とされたい。

なお、当該減免措置には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)に基づき、市町村長により指名され、又は任命される対象鳥獣捕獲員(以下単に「対象鳥獣捕獲員」という。)に係る措置が含まれることから、管下市町村及び狩猟者団体等の関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

- 1 新たな減免措置の対象者に係る狩猟者登録
平成 27 年度税制改正大綱において、対象鳥獣捕獲員及び「鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律の一部改正により創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」(以下「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者」という。))が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とすることとされた。また、「狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者」(以下「許可捕獲者」という。))が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とすることとされた。

これらの者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

(1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録

「対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録」の取扱いについては、平成20年2月21日付け環境省自然環境局野生生物課長通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について(環自野発第080221003号)」の「2 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録(うち(4)を除く)」及び「3 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録の取消し等」のとおりである。

なお、同通知2(4)は、対象鳥獣捕獲員の狩猟税の税率が2分の1であるときに、放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録による狩猟税の税率(4分の1)との調整を図る上で示したものであるため、今回の免税措置後は適用しない。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者とは、改正省令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「新規則」という。)第65条第1項第9号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

① 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

新規則第65条第2項第5号に規定する様式第16の2「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」は、認定鳥獣捕獲等事業者により交付されるものである。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の區別

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の區別は、「都道府県の区域のうち放鳥獣区の区域」ではなく、「都道府県の区域の全部」とするものとする。

③ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できる都道府県

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第9号の規定により、当該登録の申請前一年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の捕

獲従事者として認定鳥獣捕獲等事業に従事した区域が属する都道府県に限って、申請することができる。

④ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でない者の放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でない者が、放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録を受け、この登録後に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者となり、当該登録を受けた日の属する年の翌年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥獣区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」を受けるとする。

(3) 許可捕獲者に係る狩猟者登録

許可捕獲者とは、新規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

なお、新規則第65条第1項第7号に該当する者は、許可証を受けた者(本人)であり、一方、同規則第8号に該当する者は、許可を受けた者の従事者(従事者証に係る従事者)を指すことから、両者は明確に区別されることに留意されたい。

① 許可捕獲者であることを証する証明書

新規則第65条第2項第3号に規定する「許可証の写し又はこれに準ずる書面」及び同規則第4号に規定する「従事者証の写し又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」とは、当該許可証又は従事者証を返納済みであり、写しを添付できない者等について、当該許可証又は従事者証に係る許可をした者が当該許可証又は従事者証の内容を証明する書面を別途発行したもの等が想定される。

また、同規則3号に規定する「報告を記載した書類又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」については、当該報告に係る許可の有効期間が未了であり、当該許可証の報告欄に所要の記載ができない場合等において、当該報告欄と同等の内容が記載された書面等が該当する。

② 許可捕獲者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の區別

「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の區別は、「都道府県の区域のうち放鳥獣区の区域」ではなく、「都道府県の区域の全部」とするものとする。

③ 許可捕獲者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できる都道府県

「許可捕獲者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第7号及び第8号の規定により、原則として当該登録の申請前一年以内に、同規則第7号の許可捕獲等をし又は同規則第8号の許可捕獲等に従事した区域が属する都道府県に限って申請書を提出することができる。

④許可捕獲者の放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録

許可捕獲者が、放鳥獣猟区の区域のみに許可捕獲を行おうとする場合は、「許可捕獲者に係る狩猟者登録」ではなく、通常の放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録を受けるものとする。また、当該登録を受けた許可捕獲者が、当該登録を受けた日から、その日の属する年の翌年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥獣猟区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

なお、許可捕獲者でない者が、放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録を受け、この登録後に許可捕獲者となり、当該登録を受けた日の属する年の翌年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥獣猟区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び許可捕獲者に係る狩猟者登録の抹消等

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」又は「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けた者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)違反等により、狩猟免許が失効した場合若しくは取り消された場合又は免許の効力が停止された場合には、速やかに鳥獣保護法第63条に基づく狩猟者登録の抹消及び同法第64条に基づく狩猟者登録の取消し等の適切な措置を行うこと。鳥獣保護法第52条に基づく狩猟免許の取消し等については、平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(環自野発第1303292号)」VI-1の7(免許処分)のとおり取り扱うこととしているが、当該登録を受けた者による鳥獣保護法違反については、違反内容が軽微であっても、狩猟免許の取消し又は効力の停止を検討すること。このとき、狩猟免許の効力の停止を行う場合には、停止の期間が当該登録に係る狩猟期間を全て含むように設定すること。

また、鳥獣保護法第67条に基づく狩猟免許の取消し等に係る通知については、同通知VI-2の2(狩猟者登録の抹消)のとおり取り扱う。

なお、減免に係る狩猟者登録を受けた者が、鳥獣保護法違反等によって当該登録の抹消又は取消し等をされた場合であっても、当該登録を受けた時点では狩猟税の減免要件を満たした者であることに変わりはなく、減免された税額に相当する金額を改めて徴収する必要はない。

3 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更の届出

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録」を受けた者が、当該登録に係る狩猟期間中において、所属する認定鳥獣捕獲等事業者の認定が取り消された等により、認定鳥獣捕獲等事業者でなくなったときは、鳥獣保護法第61条第4項の規定により、遅滞なく登録都道府県知事に届出を行うものとする。また、当該変更の届

出を受けた登録都道府県知事は、遅滞なく当該登録を変更するものとする。

4 関係様式の改正

改正省令の施行に伴い、前述の平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知において参考として示している狩猟者登録に関連する様式第3号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号について、別紙のとおり改正する。

(2) 狩猟者登録税等の改定に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する施策の推進について

平成16年4月16日 環自野発第040416003号

環境省自然環境局長より各都道府県知事あて

今般、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第17号)の施行に伴い、平成16年4月1日以降、狩猟者登録税(普通税)と入猟税(目的税)が廃止され、新たに狩猟税が創設された。

このことについては、別途、総務省から、平成16年4月1日付け総務省第58号「地方税法、同法施行令及び同法施行規則の改正等について」をもって通知されたところである。

併せて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第66条の改正を行い、平成16年4月16日付けで公布、施行されたところである。これにより、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、第2種銃猟免許に係る登録を行うことを明示し(第1種銃猟免許に係る登録を要しない)、また、第1種銃猟免許を受けた者が狩猟者登録に係る場所において、装薬銃のほか空気銃を使用して狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、第2種銃猟免許に係る登録を行うことを要しないこととしたものである。

今回の地方税法(昭和25年法律第226号)及び施行規則の一部改正は、鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化等に係る財政需要が増大してきていること、また、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整及び小型鳥類のうち有害な鳥類の捕獲の担い手の確保等を勘案して行われたものである。

なお、これらの一部改正に際し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)については、従前のおりであるので申し添える。

今後、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政を適切に推進するに当たっては、今回の改正の趣旨に則り、特に下記事項に十分配慮して関係施策の一層の推進をお願いする。

記

1. 地方税法の主な改正概要

(1) 第700条の51関係(狩猟税)

狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、新たに狩猟税が創設され、「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため」の目的税として課することとされた。また、従前の放鳥獣票区にのみ係る狩猟者登録を受ける者に対しての入猟税を課することができないという規定が削除(第700条の51の2)された。

(2) 第700条の52関係(狩猟税の税率)

狩猟税の税額及び税率が改正されるとともに、従前の狩猟者登録税に設けられていた軽減税率の優遇措置が狩猟税にも創設(第700条の52第1項第2号)された。

(3) その他関連条項

従前の入猟税に係る関連条項及び狩猟者登録税に係る関連条項が、狩猟税に係る条文として整理された。

2. 施行規則第66条第1項の改正概要及び運用

(1) 新規に狩猟者登録を受ける場合の取扱い

① 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合の登録

第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合には、第2種銃猟免許に係る登録とすることを明文化した。(第2項ただし書前段)。これにより、第2種銃猟免許(空気銃)に係る狩猟税が課される。

② 第1種銃猟免許を受けた者が装薬銃及び空気銃を併せて使用する場合の登録

第1種銃猟免許を受けた者が同一の場所において、装薬銃及び空気銃を使用する場合にあっては、第2種銃猟免許に係る登録を要しないこととした(第2項ただし書後段)。

(2) 既に狩猟者登録を受けている場合の取扱い

① 第1種銃猟免許に係る登録を既に受けている者が装薬銃に加えて空気銃を使用する場合の登録

先に装薬銃の使用についてのみ第1種銃猟免許に係る登録を受けた者が、その登録期間中に当該登録に係る場所において装薬銃に加えて空気銃を使用する場合にあっては、法第61条第4項に基づく届出が必要となる。この場合、空気銃に係る狩猟税は課されない。

② 第2種銃猟免許に係る登録を既に受けている者が空気銃に加えて装薬銃を使用する場合の登録

第1種銃猟免許を受けた者が(1)に該当するため、先に第2種銃猟免許に係る登録を受け、その登録期間中に、当該登録に係る場所において空気銃に加えて装薬銃を使用する場合には、従前どおり、新たに第1種銃猟免許に係る登録を要する(第2種銃猟免許に係る登録は抹消されない)。この場合、新たに第1種銃猟免許(装薬銃)に係る狩猟税が課される。

3. 鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項

狩猟税は、地方税法第700条の51の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため課することとされていることから、この趣旨に則り、従前どおり、次の事業について積極的な取組を行うことが望ましい。

(1) 鳥獣の保護に関する事項

- ① 鳥獣保護区等における標識等の整備
- ② 鳥獣保護センターの整備・拡充
- ③ 鳥獣保護区の管理の充実

(2) 狩猟に関する事項

- ① 放鳥事業の充実
- ② 猟区の設置等
- ③ 取締り、指導の強化・充実
- ④ 狩猟者講習会の充実
- ⑤ 安全対策の強化

(3) 普及啓発事業の強化等に関する事項

(4) その他

各都道府県の判断により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事項

(3) 駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税上の待遇について

昭和27年11月17日

自乙第393号自治庁次長

駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税については、次のようにその特権を認めるものとする。ここに外交官とは、大公使、本任代理大公使、臨時代理大公使、参事官、書記官、外交官補、理事官、陸海軍武官及び同補佐官、商務官、文化情報官その他外交官リストに登録されたものをいい、領事官とは、本任総領事、領事、副領事、代理領事及び領事官補をいう。

なお、外交官以外の大公使館の館員又は領事官以外の領事官の館員（日本国籍を有する者を除く。）に関しては、派遣国において日本の同等の官吏に対して同等の待遇を与えることを条件として相互主義により外交官又は領事官に準じて取り扱うこととし、本邦に駐在する外国政府代表部又はこれに類する外国政府の機関で大公使館又は領事館に代るべきものとして日本国政府が認める機関（以下代表部等という。）の長及び館員（日本国籍を有する者を除く。）についても、また同様とする。

1～3

【略】

4 狩猟者税

相互主義により免除する場合を除く外、課税する。

(4) 外交官等の狩猟免許手数料の免除について

昭和38年11月12日 自治内防発第21号

自治省財政局長より各県知事あて

手数料について、従来外交官等に対する取扱いは、相互主義による国際慣行に従って、手数料の免除を行うことが適当であるとされている。

なお、相互主義によって狩猟者税等について免除措置が採られており、都道府県が手数料の免除をすることが適当である国の外交官等は次に掲げるものに限られるが、外交官等の範囲は狩猟免許税及び入猟税の課税上の取扱いと均衡を失しないものとされたい。

相互主義を適用している国

(38. 10. 31 現在) 外務省調

オーストラリア ベルギー カナダ

中華民国 キューバ チェコスロバキア

デンマーク 西ドイツ ギリシャ

インド イラン イタリア

オランダ ノルウェー パキスタン

ペルー スペイン スウェーデン

スイス タイ イギリス

アメリカ ヴェトナム

(注：昭和58年にオーストラリア（静岡県のみ）が追加された。)

(5) 駐留軍人の狩猟免許税について

このことについては、自治省府県税課の指示によって、狩猟免許税は1号税率（1,500円）を適用すべき旨本月1、2日両日開催した全国県政関係者打合会で指示したが、その後同課より2号税率（700円）を適用することにこれを改めたから各都道府県関係者に連絡願いたい旨依頼があったので、了知のうえ遺漏のないよういたされたい。（昭和38年11月28日 38林野第346号）

VI-4 狩猟の適正化

1. 事故防止等の徹底について

事故の発生状況やその原因と対策について、狩猟者登録時や狩猟免許の更新に係る講習時、鳥獣捕獲に係る地域協議会の開催時など、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行うようお願いする。

また、行政機関が鳥獣捕獲の主体となる個体数調整や有害鳥獣捕獲にあたっては、行政機関が責任を持って、捕獲従事者及び関係機関と十分な調整・連携を図り、捕獲従事者の安全管理や周辺住民への事前周知等を徹底するようお願いします。

2. 狩猟事故発生速報の報告について（依頼）

狩猟に伴う事故が発生した場合は、その都度別記様式による狩猟事故発生速報を作成し、自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長あて送付すること。特に猟銃による事故、他損事故、死亡・重傷事故については、遺漏のないよう確実に報告願います。

別記様式

狩猟等事故発生速報			
発生年月日・時間	年	月	日
発生場所(※)	都道府県 ※位置図(鳥獣保護区等位置図・住宅地図)を添付して下さい。		
天候			
捕獲の区分(目的)	狩猟 / 有害鳥獣捕獲 / その他()		
許可捕獲である場合の許可者(※)	※当該許可証の写しを添付して下さい。		
住所			
氏名			
職業・年齢	職業:	年齢:	歳
狩猟免許の有無	有 / 無	(有の場合) 免許の種類、交付日:	
狩猟経験年数			
鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか			
住所			
氏名			
職業・年齢	職業:	年齢:	歳
狩猟免許の有無	有 / 無	(有の場合) 免許の種類、交付日:	
鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか			
加害者との関係	共同者 / 他者 / その他()		
被害の程度	死亡 / 重傷 / 軽傷	(被害の場合)	全治 通間程度
事故の概要(※)	※既に新聞報道があれば、その報道記事の写しを添付して下さい。		
事故の原因			
備考	銃器の種類、製造業者名及び銃器の構造上の欠陥と考えられる場合はその詳細を記入する。		

【注】「銃器による事故」、「他損事故」、「死亡・重傷事故」については、確実に報告願います。

【注】当該速報は、注意喚起を目的として、全都道府県への情報共有を行う場合があります。

2. キジ・ヤマドリの出合調査

ヤマドリ、キジの出合調査については、メスヤマドリ、メスキジの捕獲禁止措置に係る資料等として必要があり、今後とも環境省において取りまとめることとしたいので、従前どおり別添様式により毎年10月15日(北海道にあつては、9月15日)の初雁日において、出猟者が確認したヤマドリ、キジの出合数を調査し、別添様式により、毎年12月20日までに自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室あてご報告願います。

3. 鉄砲及び火薬の取扱い

鉄砲及び火薬類の取扱いについては、法、施行令、施行規則、基本指針及び関連通知によるもののほか、以下によるものとする。

- (1) 狩猟免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱い
狩猟免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いは以下により取り扱うものと
する。これは、これまでの通知の内容を引き継ぐものである。

① 火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置について

昭和40年10月8日 40輕局第670号
通商産業省軽工業局長より各県知事あて

火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（昭和40年10月9日付け通商産業省令第117号）により、規則第37条第1号の無許可譲受数量は狩猟免許または鳥獣捕獲許可証の有効期間内において無許可で譲り受けることのできる総数量とする旨の制限をすることとしたが、この制限の実効性を担保するため、農林省（林野庁）および警察庁（保安局）と当局とで協議した結果、狩猟免許を受けた者および鳥獣捕獲許可を受けた者（以下「狩猟免許者等」という。）は、別添様式による火薬類無許可譲受票（以下「譲受票」という。）を狩猟免許または鳥獣捕獲許可証に付し、譲り受けの都度所定事項（氏名、回数、譲受火薬類、無許可譲受数量に対する残量および譲受年月日の欄）を記入し、譲渡者（主として販売業者）は、譲り渡しの都度所定事項（譲渡人住所氏名捺印の欄）を記入し押印することとした。

この協議結果を確実に実施するため、貴管下火薬類販売業者等に対して次のことを遵守するよう貴職の適切な指導をお願いする。

- 1 譲受票を所持（狩猟免許等に付した形において所持する場合に限る。以下同じ。）している狩猟免許者等に対しては、その譲受残量を確認してその残量の範囲内で譲渡し、その都度所定欄に住所、氏名を記入し押印すること。（譲受者記入事項を代行して記入しても差し支えないものとする。）

- 2 譲受票を所持していない狩猟免許者等に対しては、火薬類を譲り渡さないこと。
なお、規則第37条第1号に規定する数量をこえて譲り受けようとする者に対しては、火薬類譲受許可の申請により処理することとする。

[注] 別添様式は、省略する。

② 狩猟免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いについて

昭和40年10月9日 40林野造第1412号
林野庁長官より各県知事あて

昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が

別添様式

入 庫 名	ヤ マ フ リ				キ				ジ		
	譲渡人員	オス	メス	性別不明	合計	譲渡人員	オス	メス	性別不明	合計	
	人	羽	羽	羽	羽	人	羽	羽	羽	羽	羽

行われ、10月8日付け40軽局第670号によって別紙写しのとおりの変更が施行されている。

これは、狩猟免許者等の購入する火薬類の取扱いの適正を期するためのものであり、警察庁および通商産業省と当庁で協議のうえ措置されたものであるから、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律により装薬銃を使用する者について、この趣旨の周知徹底を図られたことを願う。

Ⅲ 猟銃用火薬類無許可譲受票に関する事務は、社団法人大日本猟友会の協力を得て以下のiからvまでにより実施することとする。

- i 猟銃用火薬類無許可譲受票の交付事務は、都道府県猟友会がこれを行うものとする。
- ii 都道府県猟友会の支部は、事業を行う区域内に住所を有する者が狩猟免許または鳥獣保護許可証を提示して猟銃用火薬類無許可譲受票の交付を求めたときは、一狩猟期間（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条の許可を受けた者については、当該許可の有効期間。以下同じ。）について一枚を限り、その交付を行うものとする。
- iii 都道府県猟友会の支部は、次にしめす様式の猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳を作成し、保存するものとする。

猟銃用火薬類無許可譲受票交付台帳

番号	氏名	交付年月日	交付の内容	摘要	施行日	返納年月日

iv 猟銃用火薬類無許可譲受票の交付を受けた者は、狩猟期間満了の日から30日以内に交付をした都道府県猟友会の支部に猟銃用火薬類無許可譲受票を返納するものとする。

v 都道府県は、必要に応じ、猟銃用火薬類無許可譲受票の返納されたものについて狩猟免許者等の平均火薬類購入数量などの調査を行うものとする。

※1 大日本猟友会が実施することとされた事務については、昭和40年10月7日40林野造第1412号林野庁長官より大日本猟友会長あてで、事務を行うことについての照会を行い、昭和40年10月7日 日本猟友会第34号大日本猟友会長より林野庁長官あてで、当会で実施することに異議がない旨回答を受けている。

※2 無許可で譲り受けることのできる猟銃用火薬類の数量は、無煙火薬又は黒色薬用火薬については、合計600グラム以下に、銃用雷管又は装包については300個（こ

のうちライフル銃用雷管又はライフル銃用火薬包については50個）以下とされている。（「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令の一部改正」昭和51年9月6日総理府令第48号）

③ 装包、空包等の火薬類の取扱いについて

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より林野庁長官あて

上記の件について、別添のとおり各都道府県知事あて通達しましたので、この趣旨に沿ってご協力をお願いいたします。
(別添)

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より各県知事あて

昨年来火薬類の不正使用による悪質な犯罪および災害事故が頻発していることにかみ、当局は、すでに火薬類取締法施行規則の一部改正、取締り強化等その対策に努めてきましたが、火薬類のうち、とくにけん銃および猟銃等に用いられる火薬類（装包、空包、発射薬等）が不正に使用される場合は、犯罪に悪用されるおそれがあるので、下記により、その取扱いを強化することとしたので、適切な指導をお願いいたします。

記

1 猟銃用火薬類の無許可譲受、譲渡に関する手続の強化について
最近別添のように自己の所持する銃に適合しない装包を譲り受けこれを不正に第三者に譲り渡した例がみられるので、火薬類取締法（以下「法」という。）第17条第1項第3号の解釈を明確にし、これに伴い、同項および同条第5項の運用を強化することに

する。
(1) 法第17条第1項第3号中「装薬銃を使用するものが鳥獣を捕獲する目的で……火薬類を譲り受けるとき」とは、鳥獣を捕獲する目的なのであるから、装薬銃を使用する者が所持する装薬銃に適合する火薬類を譲り受けるときをいう。従って、当該装薬銃に適合しない火薬類を譲り受けようとするときは、火薬類の譲り受けの許可を必要とする。

(2) (1)の解釈に基づき農林省（林野庁）及び警察庁（刑事局）と当局とで協議した結果、法第17条第1項第3号に規定する者が自己の所持する装薬銃に適合する火薬類を行政庁の許可なくして譲り受けるときは、従来の手続（昭和40年10月8日付け40軽局第670号（通達）「火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置

について」による手続)に加えて、銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可証を相手方(販売業者等)に提示し、当該火薬類が譲受人の所持する銃砲銃に適合する火薬類であることを明らかにしなければならないこととした。

(3) (1)、(2)に基づき、火薬販売業者等が法第17条第1項第3号に該当する火

薬類を譲り渡そうとする場合は、同条第5項の規定に基づき、従来の40軽局第670号(通達)による確認(相手方が銃銃免状または鳥獣捕獲許可証および大日本猟友会発行による無許可譲受票を有していることの確認)に加えて、相手方の有する銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可証により、当該火薬類が相手方の所持する銃砲銃に適合する火薬類であることを確認しなければ譲り渡してはならないこととする。

2 銃銃用火薬類およびライフル実包の輸入許可の審査の厳正化について

【略】

3 建設用びょう打ち銃用火薬の譲受許可に関する手続きの強化について

【略】

【別添】

銃銃用火薬類無許可譲受票で適合実包以外の実包を譲り受けた事例

1 I県のT(37歳)は、散弾銃を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾850発のほか、22口径ライフル実包150発を譲り受け、そのライフル実包を同県のN(32歳)に譲り渡した。このような事案があったので、猟友会から100枚ほど無許可譲受票を借り受け調査したところ、12番の散弾銃を所持している者で16番の散弾実包を譲り受けているものが3名いた。

2 F県のK(38歳)は散弾銃を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾実包50発のほか、ライフル実包(300)20発を譲り受け、そのライフル実包を同県のYに譲り渡した。

(銃銃用火薬類無許可譲受票様式) 省略

④ 使用済みの銃銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、次のとおりとする。これは、「銃銃用火薬類の無許可譲受票の保存、廃棄等の取扱いについて(昭和45年6月13日45林野造第379号林野庁長官より各県知事あて)」の内容を引き継ぐものである。

ア 銃銃用火薬類無許可譲受票は、返納期限の翌日から一箇年都道府県猟友会(またはその支部)において保存する。

イ 保存期間中に都道府県警察または都道府県林務課から資料として活用申出のあったときには提出する。

ウ 保存期間満了後廃棄する際は、事前に都道府県警察および都道府県林務課にその旨を通知する。

⑥ 昭和50年度の狩猟期間終了後における銃銃用火薬類の措置について(通達)

昭和50年9月26日 警察庁丁安発第208号

警察庁保安課長より各管区警察局長、警視庁
防犯部長、各県警察本部及び各方面本部長あて

狩猟期間終了後に残された銃銃用火薬類(以下「銃銃用火薬類」という。)による事件事故防止の徹底を期するため、前年度に引き続きみだしの指導を次により実施することとしたから遺漏のないようにされたい。

なお、鳥獣捕獲許可の有効期間終了後の銃銃用火薬類についても本措置に準じて措置することとされたい。

記

1 基本方針

前年度に実施した銃銃用火薬類の措置の実績を活用して銃銃用火薬類を生じさせないための指導広報を重点点に実施し、止むを得ない理由により火薬類を生じた場合は、これを自己等に貯蔵しないための措置を強力に推進するものとする。

2 実施の対象

ライフル実包、散弾実包、無煙火薬、黒色銃用火薬及び銃用火薬

3 実包要領

(1) 火薬類を生じさせないための措置

ア 関係の機関及び団体に対して銃銃用火薬類を生じさせないための指導、広報を徹底するよう協力を求めること。

イ 狩猟関係団体の会合等には、努めて警察職員を出席させ、銃銃用火薬類を生じさせないための指導を行い、この趣旨の浸透に努めること。

ウ 火薬類販売業者に対し、購入者が希望した場合は、銃銃用火薬類のパラ売りをを行うよう協力を求めること。

(2) 銃銃用火薬類の実態調査

県庁内においては、銃銃用火薬類の実態調査を効果的に実施するため、銃銃用火薬類無許可譲受票に銃銃用火薬類の種類、数量、希望する措置の報告欄を新たに設け、

昭和50年狩猟年度から実施することとした（別添1の通達参照）ので、関係の猟友会と緊密に連携し、猟銃用残火薬類の実態は据に活用すること。

また、狩猟の用に供する猟銃用火薬類の譲受けの許可を行うに当たっては、昭和50年2月14日付警察庁丁安発第30号警察庁保安課長通達「昭和49年度の狩猟期間終了後における猟銃用残火薬類の措置について」（以下「前年度通達」という。）の別添1「猟銃用残火薬類の措置についてお願い」を許可を受けた者に交付し、狩猟期間終了後、当該事項を記入の上、速やかに当該許可証を交付した警察署に提出するよう指導すること。

なお、この場合において「猟銃用残火薬類の措置についてお願い」の報告事項欄中、猟銃用残火薬類の種類欄の「ライフル実包、散弾実包」を「ライフル実包、散弾実包、無煙火薬、黒色黒用火薬、銃用雷管」に訂正して交付すること。

(3) 猟銃用残火薬類の措置

前年度通達3の(2)によること。

4 実施上の留意事項

前年度通達4によること。

5 結果報告

実施結果は、別添2（省略）の様式により4月30日までに警察庁保安係あて報告すること。

⑥ 猟銃用火薬類等無許可譲受票の取扱いについて

昭和53年10月5日 警察庁丁安発第312号
警察庁保安課長より環境庁鳥獣保護課長あて

火薬類取締法第17条第1項第3号の規定に基づく猟銃用火薬類等の無許可譲受けについては、昭和40年以降社団法人日本猟友会に、無許可譲受票交付事務を依頼してきたところであるが、昭和53年法律第56号により銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたのを機会に無許可譲受票の様式を別添1のとおり改正し、あわせてなお、特別の事情が存在し猟友会から無許可譲受票の交付を受けることが困難な者に対する救済措置として警察署長も発行することができるよう措置したので通知します。

なお、社団法人日本猟友会に対しては、当庁より別添のとおり依頼書を送っているので参考までに添付します。

(注) 社団法人日本猟友会に対する依頼書は省略する。

別添1は省略

⑦ 疑義照会

(1) 22口径金属製弾丸を装填した30口径ライフル実包について以下のとおり昭和53年1月31日 防保1保1第80号で（照会）があり、以下のとおり昭和53年5月22日 警察庁丁安発第156号警察庁保安課長より警視庁防犯部長あて（回答）が行われている。

（照会）

22口径金属製弾丸を装てんした30口径ライフル実包について（照会）

昭和53年1月31日 防保1保1第80号
警視庁防犯部長より警察庁保安課長あて

管内火薬類販売業者日光産業株式会社では、別添図のとおりの実包を外国から輸入し、国内において販売中であるが、この実包について、次のとおり疑義があるのでご教示願いたい。

1 実包の概要

本件実包は、米国レミントン社製口径30—06ライフル実包で、その構造は、22口径に相当する金属製弾丸の2/3位をプラスチックで包み、これを30口径に相当する薬きょうに装てんしたもので、30口径ライフル銃に適用される。

この実包を、30口径ライフル銃により射撃を行った場合、プラスチックごと発射され、飛行途中においてプラスチックは22口径金属製弾丸から離脱してしまい、最終目標には22口径金属製弾丸のみが到達する。

2 質疑事項

(1) 実包の区別について

実包の種類は、通常薬きょうに装てんされている金属製弾丸の口径により区別されている。

本件実包の場合は、22口径金属製弾丸が装てんされているにもかかわらず、30口径ライフル銃に適用されるところから「30口径ライフル実包」として扱うべきか。或は、あくまでも装てんされている22口径金属製弾丸にもとづき「22口径ライフル実包」として扱うべきか。

(2) 弾丸の定義について

実包の定義は、銃用雷管を装着した薬きょうに、火薬及び「弾丸」を装てんしたものと定められているが、この弾丸とは、実包を銃砲を用いて発射した場合において、薬きょうから離脱した飛行するものすべてをいうのか。それとも、目標とした標的まで到達し、これに損傷等を与えるものをいうのか。

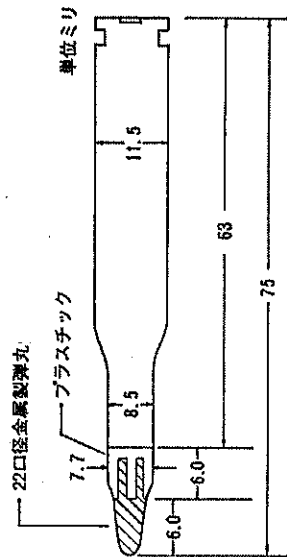
なお、本件実包の場合、弾丸に装着されたプラスチックは金属製ではないため、銃刀法にいう弾丸にはなり得ないと考えられる。

(3) 狩猟に用いることができるか

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では、口径5.9ミリメートル以下のライフル銃による狩猟を禁止しているが、これは22口径実包を使用している狩猟を禁止したものと思われる。

本件実包を用いて狩猟を行った場合、22口径ライフル銃による狩猟と同じこととなるが、実際には30口径ライフル銃を使用している狩猟である。このような場合、狩猟法違反として問題できるか。

(ライフル弾図)



10 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(回答)

22口径金属製弾丸を装填した30口径ライフル実包について (回答)

昭和53年5月22日 警察庁工芸第156号
警察庁保安課長より警視庁防犯部長あて

昭和53年1月31日付、防保1保1第80号をもって照会のあったことについてには次の見解であるから回答する。

1 質疑事項 (1) について

当該物件は米国において30口径ライフル銃用実包として「レミントン30-06ア
クセレーター」という名称で製造、販売されており、業者の輸入申請及び通産省
の輸入許可も「レミントン30-06/224アクセレーター」となっており、
224の意味は実際に飛行する弾丸の口径を表示し、この他に、222、223の
二種類がある) 30口径ライフル銃用実包として取扱っている。

例えば、散弾銃に使用する1発弾 (ライフルドスラグ) も使用銃器に着眼して散弾実
包の一つの特異な形態のものとして取扱っており、従って当該物件もその使用銃器に着
眼して30口径ライフル実包として取扱うべきものである。

2 質疑事項 (2) について

当該物件のプラスチック部分は金属製弾丸に装着してあって弾丸を薬莖に保持させ、
かつ、弾丸が発射された場合、銃腔と弾丸との間隙をふさぐベッキングの役割を果たす
ものであり、金属製弾丸の飛行の途中で離脱するもので (文献によると約9〜12mm程
度しか飛行しない。) 弾丸として使用する目的のものでないことは明らかである。

従って、このプラスチック部分は入念の殺傷等を目的とする弾丸とはいえず、かつ、
金属性でないために銃刀法にいう弾丸にも該当しないものと解する。

3 質疑事項 (3) について

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では口径5.9mm以下の
ライフル銃を使用する狩猟を禁止している。

この趣旨は口径5.9mm以下のいわゆる小口径ライフル銃は、大型獣に対しては威
力の点で充分でないために負傷獣を生じさせるおそれがあり、鳥獣の保護繁殖上好まし
くないのみならず、これらの負傷獣による人畜の危害予防上からも好ましくないからで
ある。また、小型獣に対しては散弾銃によって充分狩猟の目的を達し得るものであり、
特に射程距離の長いライフル銃を使用する必要性が認められないからである。

当該事件と30-06ライフル実包及び22口径ライフル実包の威力 (エネルギー)
を比較してみると別表及び別図の通りである。当該物件を使用する銃器は30口径ライ
フル銃ではあるが、目的物まで実際に飛行する弾丸は22口径であり、この威力は30
-60口径ライフル実包よりも相当に下廻り、(距離270mで1/2、450mで1/3程
度) 22口径ライフル実包と略同程度であるので大型獣を負傷させるおそれが多分に
あり、当該物件を使用している狩猟は狩猟法違反となるものと解する。

なお、このことについては環境庁とも打合せ済みである。

(2) 銃猟及び空気銃の取締りについては、以下の通知内容について留意する必要がある。

① 銃猟及び空気銃の取り締まり強化について

昭和40年11月30日 警察庁丙安発第40号
警察庁保安局長より各県警察本部長等

1 (略)

2 (略)

3 事故をおこした者および違反者に対する行政処分

猟銃等による人身事故その他狩猟に関連して銃刀法に違反した悪質な者に対しては取消処分を行うこと。なお、このことと関連して、今般、林野庁との協議の結果、今後、狩猟法第20条の4に規定する狩猟に関する取締事務を担当する指定職員が、狩猟法違反被疑事件を送致した場合には、その事案の概要等を都道府県公安委員会に通報することになっているので、これらについても銃刀法第10条第2項第1号の違反事実の有無を検討し、上記に準じて取消処分を行うこと。

4 猟銃等および実包の保管についての指導

猟銃等の事故の約半数は、所持の許可を受けたものの家族その他のものによるものである実情にかんがみ、猟銃等および実包の保管場所、保管の態様等については、特に指導を強化すること。

5 (略)

② 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に関する覚書

警察庁丙安発第3号
林野庁46-106

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解し、覚書きを交換する。

昭和46年2月10日

警察庁保安部長 長谷川俊之 印
林野庁指導部長 滝法正昌 印

記

- 1 改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の「ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者」には、獣類の捕獲による収入を生計の一部にあてている者を含むものとし、当該「獣類の捕獲を職業とする者」の範囲およびその認定の方法について警察庁は、事前に林野庁と協議するものとする。
- 2 法第5条の3第1号の「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には、農林水産業を行う者（国および地方公共団体の機関を含む。）およびこれらの者の使用人その他の従事者を含むものとする。
- 3 法第5条の2第3項第1号に規定する10年の期間については、林野庁において獣類の生息状況、狩猟および有害鳥獣駆除の実施等を勘案して当該期間を短縮する必要があると認めてその旨の申出をしたときは、両庁間において十分協議するものとする。

③ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定に関する覚書

警察庁丙安第21号
林野庁 41-1015

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定にあたり、下記のとおり了解する。

昭和41年7月13日
警察庁保安局長 今竹義一 印
林野庁指導部長 手塚薫一 印

- 1 林野庁は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条ノ12第1項の講習会（乙種又は丙種の狩猟免許に係る講習に限る。以下「狩猟者講習会」という。）で昭和41年6月7日以降すでに開催されたものの講習の課程を修了した者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律その他関係法令並びに銃器及び火薬類についての一般知識を周知徹底させるよう関係都道府県等を指導するとともに、今後とも狩猟者講習会において銃砲刀剣類所持等取締法とその他関係法令並びに銃器及び火薬類についての一般知識が周知徹底されるよう所要の措置を講ずる。

- 2 警察庁は、狩猟者講習会を銃器及び空気銃の所持に関する法令並びに銃銃及び空気銃の取扱いに関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会として取り扱うよう都道府県警察を指導するとともに、依頼に応じて狩猟者講習会の講師として警察の職員を派遣するよう指導する等必要な協力を行う。

VI-5 猟区

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者が設定するものであり、規程を定め、環境省令によることにより当該区域における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

1. 猟区の設定者

猟区の設定者は、法上特に規定はなく、国又は地方公共団体が設定することのみならず、いわゆる私営猟区の設定が可能となっているが、猟区設定者は、猟区の管理運営に必要な技術と能力を有する者に限られる。

2. 猟区の事務の委託（法第73条関係）

法第73条の規程により委託する事務については以下のとおりである。

(1) 委託しうる事務の範囲

- ① 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
- ② 狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事務
- ③ 狩猟鳥獣の飼育に関する事務
- ④ 入猟者の案内に関する事務
- ⑤ 猟区の区域内外における監視に関する事務

(2) 委託者

委託者については、原則としては、猟区の適正化若しくは鳥獣の保護又は管理を目的とする公益法人であることが望ましいが、営利会社についても受託しようとする目的等を検討し、個別の事案に応じて適宜処理するようにすること。

- (3) 受託者が委託に係る事務を実施するための経費に充てるため、入猟者から料金を徴収し、自己の収入として自主的活動ができるが、その金額は、入猟承認料の範囲内において委託契約で定められることとするとともにその使用等については、設定者である地方公共団体において十分に指導監督を行うこと。

なお、入猟承認料の性格については、公物使用料の範ちゅうであると考えられるので、これについては条例で定めるものとする。

3. 猟区制度の充実

猟区設定者を国及び地方公共団体以外の者まで拡大しているのは、猟区の運営に民間の創意工夫を取り入れ猟区制狩猟を一層推進するためであるが、この猟区設定者は猟区の管理運営に必要な技術と能力を有する者に限ることとする。

また、放鳥獣猟区は、秩序ある狩猟の確保に資するのみならず、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の上からもその設定を積極的に推進するものであることにかんがみ、放鳥獣猟区設定者についても猟区の管理運営に必要な技術と能力を有する者である必要がある。

4. 放鳥獣猟区

- (1) 放鳥獣猟区で放鳥獣する狩猟鳥獣の種類は、当面、キジ、ヤマドリ、マガモ、及びオスジガとすることによる指導すること。
- (2) 放鳥獣猟区における捕獲数については、放鳥獣された狩猟鳥獣の数の90パーセント以下であることに留意すること。
- (3) 放鳥獣猟区において放鳥獣された狩猟鳥獣の種類以外の狩猟鳥獣を捕獲した者に対しては、その状況に応じて狩猟免許の取消し又は効力の停止を行うこと。

5. 猟区管理規程

- (1) 法第68条第2項第4号の追加により、放鳥獣猟区にあっては放鳥獣猟区内である旨及び放鳥獣する狩猟鳥獣の種類を猟区管理規程に記載することとされたが、放鳥獣猟区にあっては、当該猟区の区域内で放鳥獣した種類の鳥獣の数の90パーセントに当たる狩猟鳥獣を捕獲したときは、新たに放鳥獣をしない限り、以後の入猟承認を行わない旨管理規程に明記するよう関係者を指導すること。

- (2) 入猟予約制を取る場合にあってはその旨及び予約の際に納入する入猟承認料の部分払いの額を、入猟者各人に狩猟する区域又は案内人を付けて狩猟することとを義務づける場合にあってはその旨を、放鳥獣猟区において入猟者の申し出に基づいて追加入猟承認料を徴収して捕獲数の制限を越えて鳥獣を捕獲することを承認する場合にあっては追加入猟承認料の額をそれぞれ猟区管理規程に記載するよう関係者を指導すること。

6. その他

- (1) 猟区設定者は入猟者から請求があった場合には、猟区に入猟した年月日、捕獲した鳥獣の種類及び数量を記載した証明書を発行するよう指導すること。
- (2) 猟区設定者は、猟区の区域内で本法等に違反した者があった場合には、直ちに都道府県知事に連絡させるよう指導すること。
- (3) 猟区の設定者は設定に当たって土地所有者の同意を得る必要があるが、国有林野事業を実施している国有林野の場合であっても、旧法下に引き継ぎ、登記の有無に関わらず同意を得る必要がある。
- (4) 入猟承認料の取扱いについては、以下の覚書を引き継ぐものとする。

(昭和38年5月31日)
自治省行政局行政課長
林野庁指導部造林保護課長

入猟承認料は地方公共団体が設定する猟区にあっては、条例で定めて徴収するものとする。

7. 猟区管理規程の参考様式等について

猟区設定の認可に係る事務の円滑化を図るため、猟区設定認可申請書の様式及び猟区管理規程の参考様式を下記のとおり作成したので、事務の参考とされたい。

記

- 1 猟区設定認可申請書の様式 別紙1
- 2 専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の猟区管理規程参考様式 別紙2
- 3 2以外の猟区の猟区管理規程参考様式 別紙3
- 4 猟区管理規程の変更の認可申請書(届出を含む。)に記載(添付)する事項
 - (1) 変更しようとする猟区管理規程の名称
 - (2) 変更の事由
 - (3) 猟区管理規程の改正案(例:第5条第1項中「第3条の狩猟免許」を「第8条/3第1項の登録」に改める。)
 - (4) 新旧対照表(例:別紙4)
 - (5) 改正後の猟区管理規程案
 - (6) その他必要事項

(別紙1)

番 号
〇〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

住所
団体の名称
代表者氏名
電話番号

〇〇猟区設定認可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定により、〇〇
猟区を設定したので、同法施行規則第72条第1項の規定に基づき、猟区管理規程、猟区
の区域及び位置を示す図面、猟区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意を
証する書面並びに猟区設定に関する予算書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 猟区予定区域内の地目別面積

国有林	山林		原野	耕地	水面	その他	計	備考
	公有林	私有林						
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

2 猟区予定区域内の鳥獣生息状況

- (1) 区域内に生息する鳥獣について、最近3か年間の生息数の多い鳥獣の種名をあげて生息の概要（増減傾向を含む。）を説明すること。特に狩猟期間内の狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されるおそれのある非狩猟鳥獣の生息状況について詳述すること。
- (2) 水面のある場合は、水面における鳥獣の生息状況を説明すること。
- (3) 鳥獣の繁殖地として、植生など適している事項について説明すること。
- (4) 鳥獣の生息状況の参考資料として、猟区の環境を示す写真教枚を添付すること。
- (5) 猟区の環境を示す写真については、「猟区の位置図」中に、各々の写真について、の撮影方向を矢印で示すこと。また、写真の説明上必要と認められる場合は説明書きを付すること。

413

- 3 猟区の維持管理の事務委託
維持管理の事務を委託する場合は、委託を受ける者の住所、名称（代表者の氏名）、委託事務の内容等について記載すること。

4 狩猟鳥獣の保護繁殖施設の設置計画

- (1) 〇〇年度の計画
① 給水施設
② 給餌施設
③ 営巣、避難及び採餌に必要な森林及び草原
(2) 〇〇年度の計画
① 給水施設
② 給餌施設
③ 営巣、避難及び採餌に必要な森林及び草原

(注) 1 (1) には、当初年度の計画 (2) には、次年度の計画を記載すること。
(5、6において同じ)

5 狩猟鳥獣の人工増殖計画

- (1) 〇〇年度の計画

対象種	増殖施設の規模	繁殖親の数	育成子の計画数	備考
	m ²		羽	羽

- (2) 〇〇年度の計画
(1) に同じ

6 狩猟鳥獣の放鳥獣計画

- (1) 〇〇年度の計画

放鳥獣対象種	放鳥獣数	放鳥獣の方法	放鳥獣の場所	放鳥獣の入手相手方の名称	備考
	羽				

- (2) 〇〇年度の計画
(1) に同じ

- 7 1 狩猟期間の月別入猟者・捕獲鳥獣の見込数
〇〇〇年度（当初年度）

414

月	入猟見込数				捕獲見込数			
	網猟免許 わな猟免許	第1種銃 猟免許	第2種銃 猟免許	キジ	ヤマドリ	コジュケイ		
10	人	人	人	羽	羽	羽		
11								
計								

- (注) 1 入猟見込み数は、別添予算書の入猟見込み数と同数であること。
2 放鳥獣猟区にあっては捕獲見込み数は、当該年度の放鳥獣数の90%以下であること。
3 次年度以降入猟見込数、捕獲見込数に相当の差が生じる計画の場合はその旨を記載すること。

8 猟区運営に従事する者

区分	氏名	年齢	狩猟経験 年数	狩猟鳥獣増殖従事年数	猟区運営に必要な 能力に関する事項
猟区管理者					
主任					
巡視員					
事務所					

- (注) 1 国又は地方公共団体以外の者の申請について必要である。
2 猟区運営に必要な能力に関する事項欄には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について十分な知識があること、官公庁、企業団体等で一定の業務の推進を指揮、運営した経験があることなどについて記載すること。

9 猟区運営に必要な資金計画

- (注) 1 国又は地方公共団体以外の者について必要であること。
2 具体的に資金計画を記載すること。
3 自己資金にあっては、銀行等の預金の現在残高証明書、自己資金以外の資金にあっては、その調達が可能であることを証明する書類を添付すること。

備考

添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則とし

て図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。また、記載欄の大きさにについては、適宜増減して差し支えないものとする。

1 猟区管理規程

「猟区管理規程の参考様式」を参考として次の事項に配慮して作成すること。

- (1) 猟区の位置は、著名な場所を起点として右廻り（時計の針と同じ動き）によって示すものとし、道路名、建物名等位置を示す名称を記入した区域説明図を添付すること。
- (2) 放鳥獣の種類は、現実に放鳥獣できる種類を記載すること。今後実施する予定の種類については、放鳥獣が実施できる年度に変更申請を行うことで対処すること。
- (3) 入猟日
猟区利用の増進を図るために、原則として日曜日は入猟日とするほか、他の曜日にも入猟日とするよう努めること。

2 猟区の区域及び位置を示す図面

- (1) 猟区の区域面
2万5千分の1の地形図又はこれより拡大された縮尺の地形図を使用して、猟区の区域（原則として緑色実線）を、また猟区管理規程に示す狩猟禁止区域（原則として赤色破線）をそれぞれ明示すること。
- (2) 猟区の位置図
都道府県の区域をB4版の大きさ程度に示した図面を使用して、猟区の区域を淡い赤色実線（例：蛍光ペン等）で明記すること。

3 猟区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意書

- (1) 同意をした者の住所、氏名、電話番号を明記したものであること。
- (2) 同意書額には、同意した者が猟区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の全員である旨の市町村長の証明を添付すること。

4 猟区設定に関する予算書

- (1) 猟区設定者が地方公共団体、森林組合、農業協同組合又は公益法人の場合にあっては、予算書の末尾に議決の証明をすること。
- (2) 予算書は、歳入・歳出の整合性について特に留意すること。（例えば案内人に対する報酬額は、入猟者数に整合するものであること。）

5 その他

次の場所が原則として猟区に含めないものとすること。

- ① 集落地、学校、病院、鉄道施設、その他公共施設

ただし、獣区の区域を明確にする必要上、これらの区域を止むを得ず包含する場合は、獣区管理規程に基づく狩猟禁止区域とするともに狩猟禁止区域の目的の中に、危険予防又は鳥獣の保護に関する条文を入れること。

(専ら放鳥獸された狩獵鳥獸の捕獲を目的とする猟区)

○○○放鳥獸獵區管理規程

第1条 この猟区は、〇〇〇〇が設定する。

第2条 この猟区の名称は、〇〇放鳥獣猟区（以下「猟区」という。）とする。

第3条 粟区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町の区域のうち、〇〇を起点とし、〇〇に至る線により囲まれた区域とする。

第4条 猟区の存続期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第5条 獵区は、専ら放鳥獸された狩獵鳥獸の捕獲を目的とする。

2 猟区においては、放鳥獣された狩猟鳥獣の種類以外の狩猟鳥獣を捕獲することができない。

3 猟区においては、放鳥獣された狩猟鳥獣の種類ごとに、狩猟期間（10月15日から翌年の3月15日（北海道の場合は9月15日から翌年の2月末日）までをいう。以下同じ。）において、その入猟日までの間に捕獲した鳥獣の数が前回の狩猟期間の末日の翌日から当該入猟日までの間に放鳥獣された狩猟鳥獣の数の90パーセントに当たる数に達した場合は、当該種類の狩猟鳥獣を捕獲することができない。この場合において、猟区管理者は、当該種類の狩猟鳥獣の捕獲を禁止するとともに、入猟者にその旨通告しなければならない。

4 放鳥獸する狩獵鳥獸の種類は、次に掲げるものとする。

(2) *Synaticus soennerringii* (ヤマドリ) (*Synaticus soennerringii* Iltis (亜種コシジロヤマドリ)を除く。)

(4) Cervus nippon (ニホンジカ) (オスに限る。)

[illegible]

第6条 猟区の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。

(入猟申込みの手続)

第7条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入猟希望の日の〇〇日前から〇〇日前までの間（以下「申込み期間」という。）に狩猟者登録証の写しを添えて、書面で猟区管理者の入猟の申込みをしなければならない。

ただし、次項の規定により申込みをしたときは、この限りでない。

2 狩猟者は、前項の申込み期間前であっても、入猟希望の日の〇〇日前からは、入猟申込書を提出することにより、猟区管理者に入猟の予約を申し込むことができる。この場合において、狩猟者登録証の写しの提出は、前項の規定にかかわらず、入猟日の〇〇日前までに行うものとする。

3 猟区管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、入猟日1日当たり、入猟させる人数の〇〇パーセントに当たる数に達するまで、その申込みのあった順に入猟の予約を受理するものとする。入猟の予約が、1日につき入猟させる数を超える場合は、抽選又は先着順によりこれを制限する。

4 猟区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び猟区管理者の指定する期限までに第10条第1項に規定する入猟承認料の〇〇パーセントに当たる額の内金を納入しなければならない旨を予約に係る狩猟者（以下「予約者」という。）に電話、書面又は〇〇により通知するものとする。

5 予約者が指定の期限までに入猟承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入猟の予約は、無効とする。

（入猟承認の基準）

第8条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間中の〇曜日、〇曜日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入猟承認を行わない場合は、この限りでない。

2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき〇〇人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させる数を超える場合は、予約者以外の狩猟者について抽せんにより、これを制限する。

3 放鳥獣された狩猟鳥獣のすべての種類の鳥獣について第6条第3項後段の規定による捕獲の禁止をした場合は、入猟承認を行わないものとする。

4 最近の3登録年度の間において第12条、第16条第1項、同条第4項及び第17条の規定に違反した者について、入猟承認を行わないものとする。

（入猟承認の通知方法）

第9条 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

（入猟承認料及びその納付の方法）

第10条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき〇〇円とする。

2 入猟者は、入猟の日の〇〇日前までに、現金（又は〇〇）をもって猟区管理者に入猟承認料（予約者にとっては、その残額）を納入しなければならない。

3 第16条第3項の規定による承認を受けた入猟者は、第1項に規定する額と同額の追加入猟承認料を猟区管理者に納入するものとする。

4 入猟承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。

（入猟承認証に関する事項）

第11条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 入猟承認料が未納であるとき。

(2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。

(3) 入猟承認通知書の名称が当該入猟者でないとき。

2 猟区管理者は、前条第3項の追加入猟承認料の納入があったときは、当該入猟者に対し、別記様式第8号による腕章を交付するものとする。

3 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記様式第9号による腕章を交付する。

4 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。

この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき〇〇円を納めなければならない。

（入猟者の守るべき条件）

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。

(2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならないこと。

(3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着せなければならないこと。

(4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。

(5) 入猟者は、猟区の区域のうちの、猟区管理者が指定した区域以外の区域で狩猟してはならないこと。

(6) 入猟者は、第6条第3項の規定により捕獲を禁止された種類の狩猟鳥獣を捕獲してはならないこと。

(7) 入猟者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟してはならないこと。

(8) 入猟者は、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。

(9) 入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第14条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀壊し、又は除去してはならないこと。

(10) 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をしてはならないこと。

- (11) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- (12) 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。
- (13) 入猟者は、追猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設に関する事項)

第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。

- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
- (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
- (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難および採餌等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項)

第14条 猟区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行う。

(狩猟を禁止する区域に関する事項)

第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

第16条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類		羽 数
キジ		3羽
ヤマドリ		2羽
マガモ		5羽
オスジカ		1頭

2 入猟者は、いずれかの種類の狩猟鳥獣について、前項の羽数を捕獲した場合において同項の羽数を超えて鳥獣を捕獲しようとするときは、猟区管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 猟区管理者は、前項の申込みのあった場合において猟区の維持管理上差し支えないと認めるときは、これを承認することができるものとする。

4 前項の承認を受けた入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類		羽 数
キジ		6羽
ヤマドリ		4羽
マガモ		10羽

(猟法又は猟具の制限に関する事項)

第17条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 猟法 笛又はデブレーションダを使用する方法
- (2) 猟具 網、わな

(猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第18条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第19条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第20条 新法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第10号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技会等の届け出)

第21条 猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。

- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第22条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 猟区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

○○○狹區管理規程

第1条 この猟区は、〇〇〇〇が設定する。

第2条 この猟区の名称は、〇〇猟区（以下「猟区」という。）とする。

第3条 猟区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町の区域のうち、〇〇を起点とし、〇〇に至る線により囲まれた区域とする。

第4条 栗区の存続期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第5条 猟区の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。

第6条 出第55条第1項の規定による登録を受けた者で、県区に入籍しようとする者（以下「特異者」という。）は、入籍希望の日の〇〇日前から〇〇日前までの間（以下「申込み期間」という。）に特異者登録証の写しを添えて、書面で県区管理者の入籍の申込みをしなければならない。

2 狩猟者は、前項の申込期間前であっても、入猟希望の日の〇〇前からは、入猟申込書を提出することにより、猟区管理者に入猟の予約を申し込むことができる。この場合において、狩猟者登録証の写しの提出は、前項の規定にかかわらず、入猟日の〇〇日前までに行うものとする。

4 猟区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び猟区管理者の指定する期限までに第 10 条第 1 項に規定する入猟承認料の〇〇パーセントに当たる額の内金を納入しなければならない旨を予約に係る狩猟者（以下「予約者」という。）に電話、書面又は〇〇により通知するものとする。

5 予約者が指定の期限までに入殯承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入殯

第23条 猟区管理者は、入猟者に案内人を付するものとする。

3 案内料は、〇〇円とする。ただし、案内する入浴者が2人以上である場合は、1人増すごとに〇〇円の案内料を増額するものとする。

第 24 条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法若しくは法の規定による禁止若しくは制限又は第 12 条、第 16 条第 1 項、同条第 4 項若しくは第 17 条の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、同法又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反する場合には、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察官に届け出なければならぬ。

第 25 条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第12条第1号から第3号まで、第5号、第9号、第10号若しくは第13号又は第17条の規定に違反したとき5,000円
- (2) 第12条第6号又は第7号の規定に違反したとき2,000円及びこれらの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき4,000円
- (3) 第16条第1項又は第4項の規定に違反したときこれらの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき4,000円

第26条 入類者は、前条の還付金のほか、この規程に違反することによって領区設定者（**領区設定者**が補償責任を負うこと）によって被った損害を含む。）について賠償金を支払わなければならない。

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日（〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

の予約は、無効とする。

(入猟承認の基準)

第7条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間中の○曜日、○曜日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入猟承認を行わない場合は、この限りでない。

2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき○○人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させる数を超える場合は、予約者以外の狩猟者について抽せんにより、これを制限する。

3 最近の3登録年度の間に於いて第11条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

(入猟承認の通知方法)

第8条 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

(入猟承認料及びその納付の方法)

第9条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき○○円とする。

2 入猟者は、入猟の日の○○日前までに、現金（又は○○）をもって猟区管理者に入猟承認料（予約者にあつては、その残額）を納入しなければならない。

3 入猟承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合、この限りでない。

(入猟承認証に関する事項)

第10条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入猟承認料が未納であるとき。
- (2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- (3) 入猟承認通知書の名簿が当該入猟者でないとき。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の同伴者について、別記様式第9号による腕章を交付する。

3 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その同伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。

この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき○○円を納めなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第11条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。

(2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならないこと。

(3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の同伴者に腕章を交付した場合は、当該同伴者に腕章を着させなければならないこと。

(4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。

(5) 入猟者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟してはならないこと。

(6) 入猟者は、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。

(7) 入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第13条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀壊し、又は除去してはならないこと。

(8) 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をしてはならないこと。

(9) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。

(10) 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。

(11) 入猟者は、退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項)

第12条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。

- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
- (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
- (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採餌等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項)

第13条 猟区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行う。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

第15条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽数
キジ	3羽
ヤマドリ	2羽
マガモ	5羽

(猟法又は猟具の制限に関する事項)

第16条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 猟法 罠又はテープレューダを使用する方法
- (2) 猟具 網、わな

(猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第17条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第18条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

- 2 猟区管理者は、前項の申込みがあつた場合において、猟区の維持管理上支障があると認むべき他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。
- 3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第10号の印章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技会等の届け出)

第20条 猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。

- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第21条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 猟区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による印章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第13号による印章を着けるものとする。

(案内人)

第22条 猟区管理者は、入猟者に案内人を付するものとする。

2 案内人は、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第12号による印章を着けるものとする。

3 案内人は、〇〇円とする。ただし、案内する入猟者が2人以上である場合は、1人増すごとに〇〇円の入内料を増額するものとする。

(退猟の命令等)

第23条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及び案内人は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第11条第1号から第3号まで、第6号、第7号若しくは第10号又は第16条の規定に違反したとき 5,000 円
- (2) 第11条第5号の規定に違反したとき 2,000 円及びこの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円
- (3) 第15条の規定に違反したときこの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(賠償金)

第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害（猟区設定者が賠償責任を負うことによつて被つた損害を含む。）について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日（〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

備考

添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則として図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。また、記載欄の大きさについては、適宜増減して差し支えないものとする。

様式類

別記（別紙2及び別紙3共通）
様式第1号

	入 猟 承 認 通 知 書	第 号
氏 名		
住 所		
入 猟 日	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日	
	〇. 〇 猟 区 印	

備考 用紙の大きさは、官製はがき大とする。

様式第2号

(表面)	9.0cm	6.5cm
	入 猟 承 認 証	第 号
氏 名		
住 所	〇〇猟区 印	

(裏面)		
1. 入 猟 日	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日	
2. 狩猟者登録証の番号		第 号

様式第3号

標章	第 号	捕獲 〇〇年〇〇月〇〇日
		捕獲した鳥獣の種類別員数
入猟証明書		
氏 名	住所	〇〇猟区
上記のとおり〇〇猟区に入猟し捕獲したことを証明する		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇猟区 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

様式第4号

標章	9.0cm	6.5cm
猟区主任証		
〇〇猟区 印		

備考 地色は、青色とし、字及び線は黄色とする。

様式第5号

(表面)	9.0cm	6.5cm
標章	巡視員証	
〇〇猟区印		

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式第6号

(表面)	9.0cm	6.5cm
標章	案内人証	
〇〇猟区 印		

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

様式7号

○	入	者	○
○	○	区 印	○

備考 地色は、青色とし、文字は白色とする。

様式8号

○	入	者	○
○	○	区 印	○

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式9号

○	随	伴	者	○
○	○	区 印	○	○

備考 地色は、緑色とし、文字は黒色とする。

様式10号

○	有	害	鳥	獸	捕	獲	等	○
○	○	区 印	○	○	○	○	○	○

備考 地色は、黄色とし、文字は赤色とする。

様式11号

○	主	任	○
○	○	区 印	○

備考 地色は、青色とし、文字は黄色とする。

様式12号

○	禁	内	人	○
○	○	区 印	○	○

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

様式13号

○	巡	視	員	○
○	○	区 印	○	○

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

猟区の標章 (略)

(別紙4)

猟区管理規程新旧対照表 (修正条文のみ)

例

事 項	新	旧
認可事項	(入猟者の守るべき条件) 第11条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。 (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。	(入猟者の守るべき条件) 第10条 入猟者の守るべき条件は次のとおりとする。 (1) 入猟者は、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証を携帯し、猟区管理者又は巡視員の請求があったときはこれを提示しなければならない。
届出事項	(入猟承認の通知方法) 第8条 入猟承認された者(以下「入猟者」という。)に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。	(入猟承認の通知方法) 第7条 入猟を承認された者に対するその旨の通知は、書面又は電話若しくは電話の方法により、速やかにこれを行うものとする。

(下線の部分は修正部分)

